

平成24年第4回太子町議会定例会（第439回町議会）会議録（第2日）

平成24年8月30日
午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	中 島 貞 次
11 番	服 部 千 秋	12 番	井 村 淳 子
13 番	中 井 政 喜	14 番	橋 本 恭 子
15 番	清 原 良 典	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
経済建設部長	井 手 俊 郎	教 育 次 長	神 南 隆 司
財 政 課 長	堀 恭 一		

（開議 午前9時59分）

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成24年第4回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 おはようございます。

それでは、ナンバー8吉田日出夫、一般質問をさせていただきます。

その前に、まず北川町長、ご当選本当におめでとうございます。きょうは町長が出馬される時に公約とされております内容を再確認をさせてもらう意味合いで質問させていただきます。

まず1つとして、このキャッチフレーズの中で、まちづくりは人づくり、住んでよかったと思えるまちづくりと述べておられますが、具体的にはどのような人づくりを考えておられますか。これが1点。

2点目は、力強いまちづくりへの行財政改革、これが2点目で、行財政改革大綱の具体的施策内容は何か。

3番目が、健康でいきいきと暮らせるまちづくり、この中で、就学前乳幼児への医療費助成内容は具体的にはどのように考えておられますか。また、この財源はどこからの確保をされるお考えですか。

4番として、教育環境の充実、幼稚園から中学までの英会話に力を入れたいとのことですが、指導での具体的内容をお教えいただけますか。

それから5番目が、住民サービスの向上、この中で、行政のプロ意識の共有には具体的にどのような考えの指導がされるのか、教えてください。

それから6番目、庁舎建設に関してですが、計画どおり進めるとのことですが、町民はコンパクトでシンプルな庁舎建設で29億円をかけることが本当に必要かと思っているのですが、再検討についてはいかがお考えかお聞かせ願いたいと思います。

以上ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（北川嘉明） おはようございます。

それでは、吉田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、最近の社会情勢を見てみますと、人と人とのつながりが希薄になっており、お互いを思いやるといった心の豊かさがなくなっているのではないかと感じております。

そこで、私は、まちづくりは人づくりをテーマとして、住んでよかったと思えるまちづくりを進めていきたいと考えております。町民の皆様に最新の行政情報を提供し、問題意識を共有しながら相互理解を深めてまいります。

具体的には、毎年開催しているまちづくりの集いや出前講座などを通して、町の施策などを町民の皆様に説明させていただくとともに、地域などが抱えている課題や問題点をお伺いしながら政策形成に生かしてまいります。

また、太子あすかふるさとまつりや子育てサポーターなど各種事業において、さらなるボランティア等の活用を推進していきます。

さらに、各自治会において、交流事業や防犯活動など地域コミュニティ活動を展開されておりますが、町におきましても、自治会が地域住民の連携と協調のもと明るい地域づくりが行えるよう、その環境づくりに努めます。

町民の皆様との対話を重ね、ともにまちづくりを進めることで元気な町となり、このような取り組みが人づくりにつながり、子供から高齢者に至るまで笑顔があふれ、ふるさと太子を大切にすまちづくりができると考えております。

2点目ですが、現行の行政改革大綱は平成24年度を5年計画の最終年とする第4次の大綱であります。行財政改革は終了することなく継続して取り組むべき重要な施策であると認識しており、今年度に平成25年度を初年度とする第5次新行政改革大綱及び実施計画を策定いたします。

内容としましては、事務事業の徹底的な見直しにより、さらに経費節減に努めます。財政基盤を強化する観点から、受益と負担の公平性を図るため、使用料等の料金設定を定期的に検証し、また東芝所有の工場跡地については新たな事業を継続して要望していくなど、自主財源の確保に取り組むたいと考えています。

また、住民サービス向上の視点から、窓口サービスを見直したいと考えています。新庁舎建設にあわせることになると思いますが、窓口部門の集中化を図り、サービスの効率化を図りたいと考えています。

3点目のご質問ですが、現在就学前乳幼児への医療費につきましては、入院医療費に対する助成、通院医療費に対する助成とも、幅広い年齢の子育てを支援することを目的に、県の制度よりも、対象年齢また助成内容について、これを上回る助成となっておりますが、さらに上乗せて支援できればと考えています。町の財政状況では厳しいものがありますが、他の事業との比較検討を行い、今後検討してまいりたいと考えます。

ただ、兵庫県の補助制度は永久的なものとは言えず、それを財源とした事業に取り組む中で、子育て支援は安定かつ持続可能な制度でなければならないとも考えております。財政の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

4点目の教育環境の問題ですが、社会が急速にグローバル化し、学校教育においても外国語教育を充実させることが重要な課題の一つとなってきております。ご承知のとおり小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校では外国語活動が5、6年生に必修化され、中学校では外国語の授業時間数が大幅に増加されました。当町においても、幼稚園、小学校、中学校それぞれの発達段階に応じた英語教育、特に英会話の一層の充実を図ることにより、将来国際社会の担い手となる子供たちの語学の基礎づくりに努めたいと考えております。

具体的には、本年度より2名体制となったALT、外国語指導助手や小学校外国語活動補助員を活用することに加え、太子高校の生徒や太子高校のALTが町内の幼稚園、小学校を訪問するふれあい英会話事業を積極的に活用し、幼稚園においては友達と一緒に遊びを通じて楽しみながら英語に触れたり、正しい英語を耳にすることを重点に、小学校では

楽しい活動を盛り込みながら自然に英語に親しむ機会を持たせ、英語は楽しいという気持ちで取り組むことを重点に、中学校においては英語の学習にみずから意欲的に取り組み、聞く、話す、読む、書くことの能力の基礎を養うことを重点に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の質問ですが、住民が役場に来庁されたときに、その要件がどんなことであるのかを速やかに把握し、わかりやすく、かつ丁寧に説明するなどの接客にも配慮しながら的確な対応ができるように、公務員としての技量と意識を向上させるよう、職員に常に認識を持ってもらいたいと思っています。

また、職員には限定的な住民福祉の向上ではなく、社会全体の住民福祉のために働いているという意識を持ち、住民の皆様が納得される対応を心がけてもらいたいと思っています。そうした意識を全職員が共有することにより、役場全体として住民福祉に寄与するものであると思っています。

次、6点目の庁舎建設ですが、庁舎建設費用の29億円についてですが、変動する要因がある中で、地域交流センターを含めまして7,000平米程度を考える中で、類似団体等の建設費用を参考に算出したものであります。あくまでも予定金額でございまして、8月15日に指名式プロポーザルで基本設計業者が確定しましたので、具体的な基本設計への作業が進みます。

今後におきましては、職員による新庁舎建設庁内検討委員会や作業部会、さらには外部委員会の新庁舎建設検討委員会委員の皆様の意見を伺いながら基本設計を作成し、住民の皆様に公表できる段階で、各小学校区で住民説明会を実施し、その意見も反映させていただきながら決定したいと考えております。当然のことながら安価での、“和のまち太子”の核となる庁舎が建設できるように準備を進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 ありがとうございます。

今お話しの中で、この1番のまちづくりで、人づくりの内容でご説明をいただいた中で、まちづくりの集いということ、確かに今まで各自治会のほうへお越しいただいたりしたりしてやっておるんですけども、実際にそこで出しました意見とか、そういう内容が本当に反映されておるかとかという、その内容自体の、こうよくした、こうなりましたという形の、回答含めてそういうもんが今までなかったと私は思うておるんですけど、そういうことに対してはどのように今後それをよくするためにやっていただけるんかということをお聞きしたいのと、それから2番目の行財政改革の中での東芝の跡地の遊休地の利用、これを進めるのにどのように東芝とのコンタクトを今後計画をされておるお考えがあるのか、それをひとつまたお聞きしたいと思います。

それと、5番の住民サービスの向上というところで、行政のプロ意識の共有ということで、職員の方々が自分の課のことだけじゃなくて、よそのことも含めて全体的に共有した上での接客、そういう形をお考えになるということをおっしゃったんですけども、先日も、これ少し前ですけども、あるたつの方が子供さんを保育所へやるのに太子でやろうか、太子で仕事をなさっておるみたいなんですけど、たつのへやろうか、そういう質問を福祉のほうへ行ってお聞きしたんですけども、専門用語だけを並べて、本当によく理解ができなかったということをおっしゃっておるんですね。それで、私は、ご本人には、なぜじゃあその方に聞いてわからなかったのかなということ言うんですけども、ほかのお客さんもございましたのでということで聞きましたけども、何か話の内容が本当に的確に伝えるような形が現状もないようですので、ここはどのように本当にそこら辺を見直していただけるのか、よくなるようにしていただけるのか、再度お聞きしたいと思います。

それと、庁舎建設の件ですけども、これ一応プロポーザルが決定しまして基本設計に入るんですけど、住民との懇談会をいつごろに予定されておるんかをお聞きしたいんですけども、以上数点また再回答お願いします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、1点目のまちづくりの集いをどう反映してるかというようなことをおっしゃってるんですが、私どもはまちづくりの集いをしましたら、その後広報のほうで住民の方々に周知するようにもいたしておりますし、またホームページもアップいたしておりますので、まちづくりの集いの結果については十分住民の方々にも周知されているものというふうに判断いたしているところでございます。

それから、東芝の関係でございますが、これは町長が前から申し上げてるとおり、東芝へは、この年内には上京して、東芝に対してのアプローチをしたいというようなことを私も聞いておりますので、そういったところで、新しい事業があるのであれば何とか、企業誘致ということも含めて、東芝には要請していきたいというふうに思います。

それから、サービスの向上のところでの専門用語ということ、これについては確かに申しわけないと思います。職員には、できるだけわかりやすい言葉でということと、行政用語がどうしてもわかりにくいというのはもちろんでございますので、そういった専門用語を使わなくて住民の方々に十分ご理解いただけるような言葉遣いするように、これについては、また職員には徹底していきたいというふうには考えております。

それから、プロポーザルで結果出て、住民に対していつというようなことの今はご質問ございましたが、基本設計ができた状態の中で、ある程度の概要ができないと、やはり前と同じような、基本構想の中では抽象的なものでわからないというようなご質問といいいますかご意見が出たものですから、大まかなといいいますか基本設計ができた中でもう少し、

こういう言い方あれですが、住民の皆さん方にご理解いただけるような状態の中でのまちづくりの集いをして、そこでの意見を吸収するといえますか、私どもとしては参考にしたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 吉田議員、手挙げてください。

吉田議員。

**○吉田日出夫議員** 今、先ほどの東芝の跡地の利用で、年内には東芝さんとのコンタクトをとるようなお話お聞きしたんですけども、こういうのも今さら言うあれじゃなくて、もっと前から本当はね。ほんで、年内という形が出るとんですけども、もっとやっぱり頻繁に情報、これ相手の土地ですから、我々が思うようにはいかない思うんで、頻度を上げて極力、そういうための予算もあると思うんで、そこにもっと力入れてね。これ住民が見て本当に行政として力入れてこの遊休地のことを考えておるのかということを私らは町民によくそういう話を聞くんですよ。そういう意味からいっても、もっとやっぱり頻度を上げて、本当に精いっぱい東芝に対してどう今後は考えておられるかを聞き出しての行政との考えは出してもらえたらという。というのは、太子町だけでなく、これ姫路市とか県とかも含めてのことにもなりかねないと私は思うんですけども、そういう点またご尽力願いたいと思います。

それと、懇談会のほうですけども、ある程度のところが出たらという形のお話ありましたが、今副町長おっしゃったように、とにかく住民にわかるレベル、もう答えられるレベル、その中で質疑ができる形。それともう一つ、懇談会の中では時間の制限がなくて、やっぱりきちっと納得した時間をとってやりとりができるようなこともお考え願いたいと思います。

一応私が質問しました内容にはこうなんですけど、もう一点、これはきょうここでは私

は取り上げておりませんけども、町長の公約の中に報酬2割カットというようなお話も出てるんですけども、きょうお聞きしましたら立派な内容をお聞かせ願ったんですけども、やっぱりこういうことをきちっと住民にお答え願って、住民から信頼される町長として頑張っていたきたいということを私もあえて思いますので、そういうことを切にお願いしまして私の質問終わらせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** おはようございます。

4番首藤佳隆です。

まず、北川町長には、町長の当選まことにおめでとうございます。これからいろんなことで要望も上げていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、質問のほうに移っていきます。

平成22年度から防災訓練の実施方法を発災対応型の訓練に変更し、自主防災組織の強化を重点とする実践的な避難訓練や図上訓練などの内容に変更し、自主防災組織からの参加者を募り、22年度は龍田地区で防災訓練を実施し、多くの住民の方々が参加されました。

また、23年度施政方針でも、集中豪雨や地震などの災害を想定し、初動態勢の確保、防災力の向上並びに各自自主防災組織のリーダー育成を図るため、図上訓練や発災型訓練を取り入れた防災訓練を引き続いて実施とあり、昨年10月30日予定だった訓練の告知として、「広報たいし」10月号には、災害が発生したとき、どのような行動をとればよいか、何が必要なのか、自主防災組織を中心に実践的な発災対応型訓練を行い、地域の防災力を高めると告知されていましたが、残念ながら23年10月30日に予定されていた石海北地区を対象にした防災訓練は雨天のために中止となりました。

そして、24年度も、行政及び防災関係機関の有機的かつ緊密な連携を確立し、地域防災

体制の充実を図る、また初動態勢の確保、防災力の向上及び各自主防災組織のリーダー育成を図るため、発災対応型防災訓練や防災講演会を引き続き実施することを目的に、この10月28日に予定されている防災訓練に関して何点か質問いたします。

まず1つ目、22年度に行われた龍田地区を対象にした防災訓練における反省点や参加された住民の声を、昨年10月30日に石海小学校で実施される予定であった防災訓練ではどのように反映させようとしておりましたか。

2つ目、23年12月の定期監査結果報告書では、雨天時の際に訓練を中止するのではなく、雨天対応の防災訓練プログラムの策定と安全・安心なまちづくりを進めるために、きめ細かい対策を講じていただきたい。また今回、昨日の監査報告でも同じようなことが述べられておりました。それを踏まえ、今年度も雨天の場合はどう対処されるのでしょうか。

あと、本日夕方6時半から太子消防署のほうで防災訓練説明会が開かれることになっているようですが、それを踏まえまして3番目、事前打ち合わせなど防災訓練当日までの計画設計予定は、また対象自治会等へ事前に要望の聞き取りや訓練の説明を行うのかどうかをお願いします。

4点目、中止になった昨年度の訓練からの変更点や改良点、1年期間がございましたので、その辺の有無を含め、28日に予定されている石海北地区を対象にした防災訓練の具体的な内容をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、1点目の龍田地区の防災訓練では、小学校への避難訓練の到着時刻にばらつきがあり、早く到着した自治会は時間が余ってしまったことから、避難途上の訓練により時間調整を行い、解消する予定としておりました。

また、龍田地区では体育館と運動場を使用したため、訓練会場に一体感がなかったた

め、避難後の訓練は運動場にまとめる形で計画をしました。

2点目でございます。消防署、警察署、消防団などの防災関係機関の訓練であれば雨天時においても実施は可能ですが、自主防災組織に重点を置いた訓練としているため参加者の大多数は一般の住民で、小学生から高齢の方まで含まれております。実践的な訓練として雨天時でも実施するという考え方もありますが、避難訓練や避難途上の訓練場所は道路や空き地で、全体の訓練場所として小学校のグラウンドを予定しており、雨天時における集団での移動や作業は転倒などの安全面での問題があります。

雨天時の実施方法として、訓練内容の縮小や変更、または開催日の延期、開始時間を遅らせるなどの方法も考えられますので、参加いただく自治会の意向や関係機関と協議して、雨天時の開催について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから3点目でございますが、訓練へ参加していただく自治会には8月30日に訓練の概要などの説明会を開催し、10月中旬ごろには詳細な内容の説明会を開催する予定としております。

また、太子消防署などの訓練への参加や、ご協力をいただく関係機関とは訓練内容につきまして適宜調整を行い、計画の作成を進めていきたいと思っております。

それから、4点目でございます。基本的には昨年度と同様の訓練内容により実施することを計画しておりますが、今年の6月、7月に大雨があったことから、水防工法訓練における各自治会への土のうの搬送数の要望が増えると考えております。訓練の参加者は、消防署などの防災関係機関のほか、石海地区の線路の北の12の自治会から、役員だけではなく、小学生や婦人会、自治会員など多くの方に参加していただく予定としております。

具体的な訓練内容としましては、発災対応型訓練としまして、各自治会から小学校への

避難訓練及び避難途上の空き地などで消火、応急手当て、要援護者搬送などの訓練を自治会単位で個別に実施します。

さらに、小学校への避難訓練後は、自主防災組織の基本的な班編制に対応する内容で、避難所の開設運営訓練、給食給水訓練、情報伝達訓練、消火訓練、応急救護訓練、物資仕分け訓練、水防工法訓練を予定いたしております。役場及び関係機関の訓練としまして、現地災害対策本部設置訓練、避難情報広報訓練、災害パトロール訓練などを予定しております。また、展示体験コーナーを設置し、參觀者や訓練の空き時間に見学いただける場所を設置いたします。激流豪雨体験には多くの方に参加していただきたいというふうに考えております。

**○議長（佐野芳彦）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 本日の概要の説明会から、これからどんどん自治会の要望等の声が入っていきながら詳細な形ができて上がるものだと思いますが、とにかく自主防災組織に入っていっていらっしゃる方々、私も入ってるわけですが、何をどう訓練するのかというのが見えにくいという声が多く上がっておりまして、実際に自主防災組織でも訓練が行われている自治会さん、あまり行ってらっしゃらない自治会さんという温度差のほうもあるとは思っています。

そういったところから若干再質問させていただきますけども、実は9月1日あした、姫路市でも大きな総合防災訓練が実施されます。また、あさって9月2日、多可町でも全町の防災訓練が行われます。その中で、姫路の場合はすごい大きな訓練なんで、太子の石海校区の訓練とはちょっと規模が違うんで、多可町の防災訓練をお聞きしますと、防災訓練に臨むに当たって、まず全集落で防災研修会、ワークショップを先に実施されるということと、あわせて各その集落ごとの防災士の養成なんかも順次行っているということのようです。また、多可町250名の職員の方々も当日は各公会堂に出向いて要点説明を行うと

いうふうな体制を実施されるということをお聞きしております。何かそういう体制、職員全員の方が参加されるということですが、それでもやっぱり不備があるということをおっしゃってありました。

今回発災型の防災訓練を行うということは、参加する一人一人が自分の命は自分で守るという意識を持つことが重要だと思っております。訓練で得た知識や反省点等々を自宅に地域に持って帰って、家族や近所の人たちと一緒にやって繰り返し繰り返し防災について考えることを目的としていく訓練であるべきだと私は思っております。単にセレモニーで終わってはいけないというふうなことだと思います。住民の皆さんが自分たちで考えることを行っていくべきだと思っております。自分を自分で守ることは当然であります。しかし、でき上がってまだ経験が少ない自主防災組織が機能するようにするには行政の大きな仕事だと思ってるんで、何点か細かいことを聞きますが、当日例えば8時半なら8時半とかに警戒宣言サイレンとか、今地震が起きましたとかといったふうな案内とか放送とかサイレン、そういったものはまず出るのでしょうか。

**○議長（佐野芳彦）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** 私も、まだ10月の災害訓練の細かい要領は手元でき上がっておりません。担当レベルでもまだでき上がっておりません。ですから、今おっしゃったように、その当日、例えば福地なら福地で、自治会放送で地震が発生しましたとか、そういうことに恐らくなるんだろうとは思いますが、今のところまだ聞いておりません。

**○議長（佐野芳彦）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 一つの訓練、今から始まるというきっかけになると思うんで、よそさん、他市とか町の訓練見てると、そういったきっかけの放送等されてるところが多いと思うんで、その辺自治会の意向を聞きながら取り入れていただけたらと思います。

また、先ほどいろんな当日の訓練の詳しい

具体的な内容等もお聞きしたんですが、自主防災組織には情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班というのがあると思うんですけども、それぞれ当日班ごとに分かれての訓練だと思うんですが、簡単で結構なんで、それぞれの班の具体的な訓練の内容をお聞かせください。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） これは文字どおり情報伝達は、例えば自治会内で自治会長さんから隣保長だとか、どういうふうにそういう情報が回るのか。それこそ、自治会内部の自主防災組織の中で誰がどのような情報をどう伝えるのか。これは当然情報の発信源は役場でございますんで、それをいかに正確に伝えるか。言葉の伝言ゲームではありませんけれども、本当に最初出た情報が一番末端に伝わるまでに正確に内容が伝わっていくのか、そういった情報伝達の訓練になるかと思います。

それからまた、簡単に言いますと炊き出しです。炊き出し訓練なんかも、もうだんだんご承知のように婦人会という組織がなくなるような時代でございます。ですから、自主防災組織の中で、女性に限らず、男性の自治会員の方もその炊き出し訓練に参加されるような、そういったようなことを念頭に置いて訓練していただくと実際のときに役に立つかもしれないので、まずは体を動かすことも大事ですけども、頭の訓練ですね。頭の訓練もしていただいたら本当に有意義な訓練になるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 最初の答弁のほうで、救護所の開設訓練はされるということでした。また、役場関係の方々のほうで災害対策本部というのが設置されるということもお聞きしましたが、例えば避難所、住民の方々のほうのことで、救護所開設訓練の中で、避難所運営委員会みたいなものも立ち上がったたりするんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） いや、そういうわざわざ何とか委員会というようなことは設けないと思います。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今それお聞きしたのは、指示系統がどういったことになるのかなあという、指示系統の確立という意味でも取り入れていращやる自治体さん多くあるようなんで、その辺も検討していただければと思います。

また、今回とか来年といっても、まだまだ専門的なことがあるんで例示だけしておきますが、今後は医療的にかなり専門性が求められることであるんですけども、災害医療等において、大事故、大規模災害など多数のけがした人とか病人とかが出た場合に救命の順序を決めるトリアージという手法がございます。そういったことも他市町の事例を参考にした訓練も取り入れていくということを継続の面からも今後検討していただければと思います。

先ほど多可町のほうが250名の職員全員が参加するということなんですが、太子町のほう当日防災本部の人員配置とか職員の配置についてはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 多可町の例をおっしゃったんですが、全職員は参加いたしません。それぞれの分野で、例えば消防担当なら消防担当の生活環境課、災害対策本部設置なら災害対策本部の企画政策課、持ち場にに応じてやりたいと思っております。参加人数については、実際に訓練を補助する職員と、またその裏方で、駐車場の職員だとか、いろいろ職員ございますけども、何名体制かは今現在決まっておりません。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 要望になりますが、例えば石海地区の在住の職員の方は、やっぱり地元の方と顔を合わせるという意味でも、石海地区の職員の方が出ていただければなというふ



うに要望はしておきます。

龍田でされたときにも恐らくアンケート等行っていらっしゃると思うんですが、訓練後に参加者へのアンケート等を行う予定のほうはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） それにつきましては、終わった後にアンケート調査をしまして、龍田は龍田の反省点、また今年度石海なら石海の終わった後での反省点、そういうのを踏まえながら、できるだけ身近な防災訓練につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 アンケートのほうも住民の声を生かすためにもうぜひ取り入れていただき、今後に生かしていただきたいと思います。

石海地区には企業さんはそんなに多くないんですけども、企業さんの参加も望めたらいいなと思うんですが、特に学校園から、先ほど子供会というお話が出ておりましたが、やっぱり子供とかその保護者、若い世代の方が参加するということも大事なことだと思うんで、学校園、保護者の方、子供会通じての要請は、自治会単位であると思うんですが、その辺の参加の要請はどうなっておりますでしょう。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 学校園に対してもそれぞれお願いをしていきたいと思えます。

また、企業の関係なんですけど、企業は難しいです。自主的に参加しますと言ってくればありがたいんですが、会社が休みの日に防災訓練で社員を何人か出していただけませんかというのは非常に現実問題としては言いづらいところがあります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ちょっと具体的になるんですが、先ほどの自主防災組織の中の情報班の訓練のことなんですけど、自治会長さんから隣

保長さん、そして組織の方という連絡網の体制で伝言ゲームのようなことをという形をおっしゃったわけですけども、今太子町ではたいし安全安心ネットというものが活用されております。その辺を含めて有効活用を考えるべきなのかなというふうにも思うんで、例えば10時なら10時に今地震が起こったというテストケースの配信メールを送るとか、そういったことは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 一つの有効なPRにはなと思いますが、考えておりません。といいますのは、ご承知のように防災、安全、いろいろ今もう携帯登録すると情報が入ってきます。この訓練メールを配信することによって、またメールが入ってきたかという方もたくさんいらっしゃいます。ですから、その辺本当に見きわめながらやらないと、メール配信ができる体制になってるからといってどんどん配信すると嫌がる方も結構多いと聞いております。今回はメール配信はする予定はございません。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 情報班というのが具体的に、実は私も情報班に入ってるわけなんですけども、情報、口伝えに聞くということも当然次の人に伝えるということでも大事なことでと思いますけども、やはり今世の中ITがかなり進んでおります。そういったことも含めて、今後また検討していただければと思います。

あと、何人かの方からちょっと直接言われたんですが、こういった災害が起こったときに家族、自分も家族も当然大事なことですけど、うち、犬、ペットが家族のようなものなんだとおっしゃる方も中にはいらっしゃるわけなんです。そういったペットの訓練への参加ということはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 別にだめとは言いませんけれども、ただ訓練する場が学校になりますので、例えば犬のふんの問題とか、

その辺です。通常もう学校がペットも、例えば運動会のときに、小学校の運動会のときに、どうぞどうぞ、わんちゃんも連れてきてもらって結構ですよという状態であればいいんですけども、その辺は学校に確認したいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 私自身はペット飼っておりますからよくわかりませんが、ペット飼われてる方は家族同様、家族なんだということをおっしゃってる方もいらっしゃるんで、その辺また確認のほうよろしく願います。

あと一点なんです、こういった防災訓練をする場合を含め、日ごろからの防災意識を高めるという意味でも、防災ノートというのを導入するという自治体が増えております。三重県の教育委員会なんか小中学生、中学生に全員渡したりというところもございます。そんな冊子のようなすばらしいものじゃなくて結構なんで、これは本来自主防災組織が自主的に考えて作成するというのが大切なことであると思うんですが、そこまで冊子のようなものは計画できないかもしれませんが、行政側が何かこういったものを活用するといいいですよみたいなことでヒントを提供していただくという意味で。例えば本日の朝刊でも南海トラフのことが載っておりました。その中で、避難経路の中で、ブロック塀の転倒が懸念される場所とか、例えば自動販売機が転倒するような危険性があるとか、そういったものが想定されていくわけなんで、そういったところをチェックしていく、記入していくみたいな簡単な、地図だけでも結構なんで、そういったものを活用してはいかがですかというふうなアドバイスのことはしていただけますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 防災ノートというものはつくる予定はいたしておりません。これは逆に言うと、皆さんがふだんから住んでおられる地域なんですから、ああ、あそこに

はブロック塀があるなあ、ここには自動販売機があるなというふうに、ご自分の頭の中で整理される問題だというふうに思います。

それから、あとは避難するときに、よく広報なんかでお知らせしておりますが、例えばいざというときには懐中電灯、何々、水、何リッター、3日分とか、そういったものは常々広報とか、それから防災訓練のときにパンフレットなんかをお配りしますが、そういったことも書いておりますので、その辺はご自分の中で、頭の中で整理していただいたほうがより現実的かなというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 いろんな細かいとこまで質問とか提案してきたわけですけども、実は行政主導に見える防災訓練をやればやるほど住民の意識は行政頼りというんですか、行政頼みの災害対応、いわゆる公助を求めるという意識が強くなると思います。それではいけないと。やはり自分の命は自分で守るという意識を持っていただくための訓練にしていかなければいけないんだろうなというふうに思います。

今年度も梅雨のシーズンに、これまでに経験したことのない豪雨が九州北部地方を襲ったばかりです。昨年3月11日の東日本大震災含め、想定外の災害が続いていることは、日本国民の誰もが驚きと自然の脅威を改めて感じていることと思います。きょうの新聞等で発表されました南海トラフ、巨大地震の想定被害、神戸新聞のほう見ても細かい震度なんかが、姫路市、たつの市は載っておりましたが、太子町載ってなかったんで調べると、太子町の想定は基本ケースで震度5強だそうです。いろんなケースが想定されてて、この辺やっぱり6弱の震度という想定になっておりました。その辺踏まえて、一人一人の住民が大災害が起こったときは異常事態になるんだということを日ごろから意識していかなければいけないと思います。当然、行政側も町民の皆さんの安全の確保に努めていただけるでしょうが、住民側としては行政に頼り切るこ

とはできないと考える必要があると思います。家族、そして近所の人たちと助け合いながら、自分たちの命を自分たちで守り、支え合わなくてははいけない。そして、被災後3日間は自分たちで頑張る覚悟を常に備えておくという自助・共助の姿勢が基本となると考えております。災害はいつ襲ってくるかはわかりませんが、日ごろから避難場所への経路などを知ることや、リュックに食料等を準備しておくという備えが被害を最小限に食い止めることができるはずだと思います。今回の南海トラフの巨大地震の被害想定の中でも、やっぱり早期の避難、避難の仕方によって被害、死者等が随分違ってくる数値が公表されております。そういったことを意識しながら、これから訓練のほうにもアドバイス等いただければと思っております。

それから、今聞いていただいたとおり、防災訓練に関して当局側の説明、答弁をいただきましたが、実は太子町の防災計画の中には議会議員の行動については何も触れられておりません。総務常任委員会のほうで意見を述べさせてもらったことがありますけども、行政にいろんなことを提案、要望するだけでなく、議会側も防災対策については意識の向上と何らかの決め事が必要ではないかと考えますが、議員の皆さんいかがでしょうか。

**○議長（佐野芳彦）** ちょっと待ってください。質問は当局側、議員側にはここでは聞かないでください。

**○首藤佳隆議員** こっちにちょっと聞きました。この点について要望書なり意見書を提出しようと思っておりますので、その際には議長に対して議会側の防災に関する要綱等の検討をお願いして次の質問に移ります。

昨年3月に開通した揖保線に関しては、開通当初より沖代での事故が多発したことを受けて、地元自治会からの強い信号機設置要望によって1年のときを経ずに信号機が設置されたという一連の流れは、新しい道路ができたことによって新たな問題が生じた例として記憶に新しいところであります。この揖保線

が開通したことによって石海南地区の交通の便がよくなったことを地元の方々も喜んでいらっしゃると感じております。が、またしても新たな問題が出てきたというふうにも思っています。

先の質問中で、この梅雨のシーズンに九州北部地方を襲った、経験したことのない豪雨のことに触れましたけども、昨年秋の台風シーズン時、また5月、6月と続いた何度かの大雨によって、揖保線沿いの太子ニュータウン、岩見構下、吉福周辺でも大雨による冠水が起きております。このことを踏まえて何点か質問します。

1つ目、揖保線が開通してから1年半が経過しましたが、この間の揖保線の周辺の自治会の大雨による冠水状況と今後の整備方針について伺います。

次、昨年来何人かの議員が同じ内容の質問され、繰り返しになりますが、兵庫県のほうも国のほうも新たな法律や条例を整備されているところでもあり、重要なことですから再度お尋ねしますが、揖保線沿いを含めて、町内全域の雨水幹線整備計画の見直しについての進捗状況を伺います。

次に、第5次太子町総合計画、政策6、美しくすがすがしいまちづくりの施策に、美しい環境を守る、下水道等の整備、細施策2、雨水排水施設の整備の基本事務の2番目として、雨水貯留浸透施設の整備が掲げられております。各家庭における雨水浸透施設の設置について検討するとあります。また、全国の多くの自治体で屋根に降った雨水を貯水した後、庭の水まきなどに利用できる家庭用の雨水貯留槽やたるの購入補助を行う助成金制度が実施されております。この雨水貯留槽は節水以外の活用方法もあり、例えば洪水の抑止にも役立つことで知られており、平成24年度において兵庫県内でも8つの市と3つの町の自治体で助成制度が導入されていることを踏まえまして、太子町として雨水タンク助成金制度の導入についての考え方をお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、お答え申し上げます。

まず、1番目の揖保線周辺自治会の大雨による冠水状況と今後の整備方針について伺うというご質問でございますが、まず揖保線供用開始に直接起因する周辺自治会での浸水については発生しておりませんが、吉福自治会北側を東西に走ります町道沖代林田川線の隣接住宅におきまして、平成24年7月6日の豪雨によりまして1件の床下浸水が発生しておりますが、これは短時間に集中的に降った豪雨による事由のほか、付近田んぼにありましたわらが流出いたしまして水門にひっかかり、流れを障害したということも一つの要因と考えております。今後地元自治会と協議の上、今回の被害住宅隣の田んぼからのこの道路の横断管渠の断面を約4倍に拡大し、改修する予定でございます。

なお、揖保線を横断いたします雨水幹線、この断面につきましては、既に現況水路の約2倍の大きさの雨水計画断面にて施工しております。また、地元協議による新たな揖保線の横断管渠も4カ所で設置しております。今後も定期的に状況を観察しながら水路などの維持保全に努めてまいりたいと思っております。

次に、2つ目の雨水幹線整備計画の見直しに関してのご質問でございますが、近年頻発しております集中豪雨や局地的大雨に対しまして、これまでの治水対策だけでは対応が非常に困難なことから、兵庫県では、これまでの河川整備や雨水幹線整備など従来の治水対策だけではなく、雨水貯留施設、また地下浸透施設など、浸水被害を軽減する減災対策をあわせました兵庫県総合治水条例が平成24年4月1日に施行されました。

また、この7月末には中播磨県民局におきまして、中播磨地域の総合治水推進会議、準備会議などが開催されまして、今後地域ごとに総合治水推進協議会を立ち上げまして、広域的な地域総合治水推進計画を策定すること

となりました。

よって、本町において策定しております太子町雨水幹線整備計画の見直し作業においても、この計画との整合を図る必要から、今後広域的な観点からの整備計画も含め、慎重かつ迅速に作業を進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次、3つ目の雨水タンクの助成金制度導入についての考え方でございますが、近年本町におきましては宅地開発等による都市化が非常に進んでおります。雨水の保水機能の役割を担っております田畑が減少したり、また全く最近予期しない時間、場所に突然大量の雨を降らせますゲリラ豪雨が全国的に頻発しており、甚大な被害が出ております。

このような状況の中で、兵庫県においては先ほど申しました総合治水条例を制定いたしまして、これまでの河川改修などの治水対策だけではなく、雨水を一時的に貯留させ、その被害を軽減するなどの新たな対策を掲げております。

その中の取り組みの一つとして、家屋の屋根からの雨水をタンクに貯留いたしまして、雨水の流出量を抑制しようとするものでございます。初期降雨に対し一定の効果を見込めるものと考えております。

近年、個人が設置されますこの雨水貯留タンクへの設置費助成制度の創設などが各市町で広がっております。平成24年4月現在、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、県下では8市3町でこの雨水貯留タンク等への助成金制度が制定、実施されております。本町におきましても、この助成制度について先進地の設置率、また事業等の効果等調査をいたしまして、今後制定に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

揖保線が直接の原因とは考えにくいというふうなお話でもあるんですが、地元の方の捉

え方というのは、揖保線の南側の山電さんの土地があるわけですが、その山電さんの土地が高くなってるので、それが原因と違うかというふうなお声を出されてる方も多数あるわけです。その辺の因果関係ははっきりとわからないかもわかりませんが、水は高いところから低いところへ流れるというのはもう自然の摂理であるんで、もしかしたら冠水の一要因になっているかもしれません。さらに、この山電さんの土地に関しては、もう何年も前から石海地区選出の元議員の方からたびたび有効活用についての質問や要望が繰り返されてきたことと思います。また、この揖保線の開通にも関連することで、吉福グラウンドがなくなり、そのかわりとして、本来ならば本年、24年に完成予定だった石海南公園の設置計画も先送りが残ったままになっております。そういったことも踏まえて、一度北川町長に町内の雨水対策、また中・長期的な視点で、石海地区のこのJR線南側の今後含めて、町内の雨水計画についてどのようにお考えになっておるかお聞きしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（北川嘉明） 首藤議員から太子町内の雨水計画の今後の考え方の質問でございますが、御存じのように現在太子町全町は下水が整備され、次の雨水についてどうするかということを考えなければいけない時期に来ているということは私自身も承知しているところであります。しかし、御存じのように雨水というのは上から下へ流れる水のことでありまして、下の状況も十分研究調査しながら太子町の雨水のあり方を今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 厳しい財源の中ではございますが、雨水対策というのは町民の一つの大きな願いでもあるんで、その辺よく検討していただきたいというふうに強く要望しておきます。

もう一点、非常に細かいことなんですが、今年度の台風4号のときに、総務のほうからもう総括的な被害状況等の書類もいただいたんですけど、その折に水位と雨量の推移ということで上がってところが、雨量はテレメーター、勝原地点というふうになっておって、あと大津茂川とか林田川のことにして勝原とか誉の数値が上がっております。太子町の水位というのがゲリラ豪雨の場合もう局地的に変わるんで、太子町内でもこっち降ってるけどあっち降ってないというふうなことも起こり得ます。太子町の雨量を測定するのは今どういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 街づくり課が所管をしております、役場の中に雨量計はございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 街づくり課にあるのを確認しておりますが、若干古くもなっておりますということも聞いておりますんで、新庁舎建設にあわせてはまた新たな機械も取り入れていただくようなことも考えていただければと思います。

先ほどの雨水タンクに関してですけども、井手部長の答弁の中にも兵庫県の総合治水条例、これ24年、今年度4月1日にでき上がった条例ですけども、その中にも先ほどの答弁の中にあつたように、治水というんですか、雨水の浸透機能を各家庭のほうにも取り入れていきたいというふうなことが条例の中でうたわれております。また、国のほうでも雨水の利用を、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用、その他の用途に使用することと定義し、国、地方公共団体、国民等それぞれに責務を定め、雨水の利用を推進し、水資源の有効な利用を図り、雨水の流出抑制に寄与することを目的とした雨水利用推進法案が先月、7月27日に参議院のほうで発議され、全会一致で通過して、今衆議院のほうに送られていると

ころです。衆議院、御存じのとおり今非常にみつともない状況ではございますけども、その法律の中で、やはり各家庭に雨水タンクですかを積極的に取り入れていこうというふうな形で、地方公共団体による助成ということが第15条の中でうたわれております。そういったことも含めて、先ほど検討するというふうなご答弁いただいたわけですけども、雨水タンクの助成金制度について、こういった形で、検討の度合いもいろいろございますけども、厳しい財源の中ではあるんですけども、もう一回再度答弁のほうをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 雨水タンクの貯留、各家庭でということでの補助制度を設けてはどうかというようなことは、実は昨年ぐらいからは一応検討はしていましたが、太子町としてはまだ取り入れてない状況でございまして、先ほど経済建設部長が申し上げましたとおり、あるいは議員も言われましたが、8市3町ということがございますので、まだまだどれだけのその効果といたしますか、その辺のところもどうであろうというようなことも、はっきりそのメリット、デメリットといたしますか、そういうところも完全な検証はしてない状況でございます。しかしながら、先ほど議員がおっしゃったように兵庫県の総合治水条例の中でそういうようなことができておりますので、去年の段階ではそこまで至ってなかった、まだ聞いてなかった状態でございますので、その辺も勘案しながら今後検討していきたいと、このように考えています。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 検討のほうよろしくをお願いします。

実はきょうちょっと喉が痛くて聞き取りにくかったと思いますけども、その辺最後に皆さんに謝っておきます。

今回、揖保線に関して石海のほうの冠水のことお話ししましたが、子供たちの通学路にも影響する太田小学校の周辺及び太子西

中学校北側の雨水対策などなど、町内には問題となっている箇所が多数存在しております。地域ごとに道路事情、住宅事情などの課題が伴うことなので、事業の緊急性、優先順位は決めにくいかもしれませんが、安心して暮らせるまちづくりのためにも、ぜひとも緊急性と予算をしっかりと検討しながら雨水幹線整備を県の条例、また国のほうで決まる法律に基づいて速やかにできるように進めていただくよう強く要望して一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

7番日本共産党の平田です。

北川町長におかれましては、新任おめでとございます。太子町の住民のためにもどうかよりよい町政をお願いをいたしまして、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初の1番であります、やすらぎタクシー運賃助成制度についてであります。

この制度は、今年の5月より、交通機関などの利用が特に困難で、自動車など持たない高齢者の方、また障害者世帯に対しましてタクシー利用券を交付し、日常生活における交通手段を確保するやすらぎタクシー運賃助成事業としてスタートしております。

その中で1件目は、現在の運用実態はどうか。また、それに対する適用を受けている世帯、またそういった人数は幾らになるのか。

それと2番目に、適用条件で、その世帯に自動車のあるなしで判断しており、目的と実態が合わないというような指摘などが、そういった問題などがなかったのか、この2点をとりあえずお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 平田議員のご質問にお答え申し上げます。

やすらぎタクシーの運賃助成についてでございますが、まず最初に重度障害者世帯のほ

うからご説明申し上げます。現在の運用実態はどうか、適用を受けている世帯はというようなご質問でございますが、8月22日現在、支給対象者606名に対し、支給者は63世帯67名でございます。校区別の内訳を申し上げますと、斑鳩地区14世帯15名、石海地区23世帯25名、太田地区21世帯22名、龍田地区5世帯5名でございます。使用の状況でございますが、7月末現在で、金額としては25万6,500円ということでございますので、513枚でございます。

また、2の適用条件のところでございますが、重度障害者世帯のことについては問題なく運用できているというふうに考えているところでございます。

続きまして、高齢者世帯でございますが、高齢者は利用世帯、8月22日現在408世帯、利用状況でございますが、7月末現在1万1,870枚中2,221枚、利用率として18.7%でございます。

適用条件のことでございますが、やすらぎタクシーの運賃助成事業は自動車を所有していない高齢者世帯を対象に、日常生活における交通便利の向上に寄与することを目的としております。また、自動車を所有していない世帯としていくにつしましては、運転ができないなどの実態を把握することが難しいことから、自動車の所有の有無を判断基準といたしております。

ご質問の目的と実態が合わないという指摘など問題はないかということにつしましては、自動車を所有しているけれども運転することができない方、またお医者さんにとめられているといった方が実態としてあるということをおっしゃっているかと思えます。そういった方々につしましては、自動車を廃車してから現在のところ申請をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ありがとうございます。

今言われたことでちょっとお話しさせてい

ただきますのは、本来の目的は障害のある人や病院、そういった方が買い物に行けない、そういう不便な高齢者の人たちに掲げられたと解釈しております。問題と私が言われますのは、障害者のほうは問題がないと思います。その中で、運用に当たって世帯、その言った世帯に自動車があるなしで判断されているということが問題であるのではないかと私は考えております。例えば高齢者の場合、年と車が条件満たせば、何不自由なく元気であってもこれが受けられるということがあるように見受けられます。また一方、子供は車がある、子供が持っている人がいるとした場合、不自由があってもこれを受けられないと、この件についてどう思われますか。そういうことで再三意見を聞いており、またそういう苦情も私のほうにも何件と上がってきておりますので、その件についてちょっと伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議員がおっしゃる、子供さんとの同居の場合で子供さんが車を持っておられると、そういった方々については、もちろん高齢者世帯ということにしておりますので、今のところ配布しておりません。それはなぜかといいますと、先ほども少し申し上げたんですが、同居の家族がいらっしゃる方につしましては、ご家族が送迎されていることももちろん考えられますし、また家族が勤務されているため日中の交通手段がない方という方もいらっしゃると思いますが、実態把握といいますか、そういったところは行政側ではそこまでは実態把握ができないということから公平な判断ができないのではないかと。したがって、車のあるなしでの判断ということをさせていただいているところでございます。先ほど申し上げましたが、高齢者世帯を対象としておりますので、同居のご家族がいる方については、現時点においては配布ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ありがとうございます。

何度も言うんですけど、例えば家に車がある、また日常には車は子供のもんであって、正直言って子供は仕事に行かれます。仕事の内容によってはそれぞれ家に帰れない職業もあり、本当にそういうことで車が使えないという方がおり、また病院や買い物に行こうと思っても行けない、このような困難を来している人もいらっしゃいます。年齢的に適用し、何ひとつ不自由ないのに、健康者に車がないだけで認めてもらってないじゃないかというような、こういうこともございます。目的からして大きな問題であると考えられます。今副町長が言われました条件の線引きについては本当に何かと難しい点もあると思います。そういう中で、実態をよく検討され、障害者、高齢者の人たちのためにも弾力的な運用を図るべきではないかと私は思うわけでございます。この点どうかそういったことで、早急に検討というか、いろいろな施策考えていただきまして、今後お年寄り、またそういった方々が運用できますようお願いをいたしまして、次の2番の質問にかえさせていただきます。

2番目ですが、小規模多機能型居宅介護施設についてであります。

太子町の調査によりますと、今後高齢者の増加に伴い、要支援、要介護、そういった方々の認定者が増加すると見込まれております。平成26年度認定者数は推定で1,154人となり、平成21年度と比較すると261人増加を見込みと、年々少しずつ増え続ける中で、やすらぎ太子ひまわりプラン2001年、当局が出されたプランでございますけど、老人福祉計画第6次及び第5期介護保険事業計画によりますと、地域密着型サービスの充実として小規模多機能型施設を平成26年度末に太子西、東校区内にそれぞれ1事業の基盤整備を計画とありますが、これはぜひ実現していただきたいと思います。

そこで質問でございますが、実施となった場合、どの程度の規模のものを考えておられ

ますのか。

またそれと2つ目には、太子町独自の包括支援事業としてやる計画なのか。それとも、社会福祉法人その他の介護福祉事業者が行っている事業所等に委託するものなのか、この2点をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず1点目のところでございますが、どの程度の規模のものを考えているのかというお尋ねでございます。町として考えておりますのは、定員が通所利用最大15名、宿泊最大9名の規模、おおむねでございますが、施設を2カ所考えております。議員おっしゃいましたように、ひまわりプランでも東区域で1カ所、西で1カ所ということになっておりますので、ひまわりプランでは平成26年度末を目標といいますか目指していると思いますので、そういったところで努力していきたいというふうに思います。

2点目、町としてされるのかどうかというようなことでございますが、これにつきましては、介護保険制度におけるあらゆるサービスの事業所はほとんどの場合社会福祉法人や株式会社などの民間が行っております。お尋ねの小規模多機能型居宅介護施設についても同様でございます。しかし、小規模多機能型居宅介護施設は事業者がなかなかあらわれないのが現状としてございます。行政が公募し、事業参入を促しているのが実態でございます。本町におきましても行政が事業者となり、地域包括支援センターが運営したり、社会福祉法人等に委託するのではなく、広く事業参入を促してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ありがとうございます。確かな説明をいただきまして本当にありがとうございます。

この小規模多機能施設に対する思いなんですけど、計画見まして本当私はうれしく思



い、また今回このようなお尋ねしたわけでございます。

質問またちょっと変えて質問したいと思うんですけど、平成18年から新たに始まった地域密着型の介護保険事業所で、今現在太子町には小規模多機能ホームとかそういった施設がどのくらいあるのか、この件について少しお伺いしたいのですが、おわかりでしたら教えてくださいませんか。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時25分）

（再開 午前11時25分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） ちょっと通告いただいておりますので、はっきりとした答弁ではないかと思いますが、1カ所はあると思います。見ようによってはといいますか、2カ所太子町内にあるように聞いております。正確なことではございませんので、申しわけありませんが、はっきりとわからないということでお答えにさせていただいたほうがいいかなと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 申しわけなくございます。どのくらいあるのかなあと、ふっとちょっと思ったものでお尋ねしたわけなんです。それからすると、この地域密着型としては、太子町としては少し少ないかなあと思うわけがあります。そういう中で、従来の施設で認定状態ごとに介護認定の方が施設に入られるとすれば、見知らぬ土地で家庭や友達と離れて生活することになります。また、小規模多機能施設を利用することによって、状態が変わってもその施設で、住みなれた地域での家族の見守りの中で友達また仲間たちとともに生活ができると、こういったもう利便性があります。そういったことで、本当にお年寄りの人たちにとってはよいところでもあります。また、家族にとっても安心し得る施設と考えら

れます。訪問によるヘルパーステーション、また通いのデイサービス、宿泊のできるショートステイなど、1カ所の事業所で3つのサービスが同時に利用できるというような、このような施設でありますから、遠くでなく、地域密着型の小規模多機能を有する施設をぜひ最低でも東、西と、2カ所と言わず、従来南北へも考えていただきたいなあと思います。

それと、小規模多機能ホームを有する、実績のある介護事業所がもし申し込むところがあったとした場合、現在太子町としては、お聞きしたいんですけど、そういうのを受け入れる体制はとられておるのですか。この件1件お伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 東圏域といいますか、東と西と分けますと、東圏域で先ほど申し上げました、議員のお言葉おかりしますと三位一体の機能を備えた施設ができる予定でございますので、西については先ほど申し上げましたように事業の参入についてのそういった促してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 東、西といいますと、やっぱり遠く離れるとこでその施設に入ることになりますから、姫路なんかは2キロ範囲内に小規模多機能という計画がされているみたいです。そういう中で、やっぱり大きな施設よりも、三位一体と先ほど言われました、そういう施設が多くできるということはお年寄りにとっては大変にいいことだなということでは私は質問させていただきました。そういった中で、ぜひこういうことを少しずつ前向きに実現をしていただいたらなと思いますので、今後よろしく願いをいたします。

次に移ります、質問。

3番の非核平和都市宣言の町として、前回もこの質問させていただいたんですけど、こ

のことに對して、67年前、広島、長崎に投下された2発の原爆によりまして多くのとうとい命が奪われております。今現在も放射線の後遺症に苦しんでおります。それも、子供、女性、老人など非戦闘員も区別なく、広島、長崎で約29万人もの人が亡くなっております。悲惨な被爆体験を持つ我が国では核兵器廃絶と戦争のない平和な社会を求めるために多くの自治体が非核平和都市宣言を上げております。そういった中で、いろいろな取り組みを行っております。

そこで質問ですけど、太子町は非核平和都市宣言の町として内外に平和をアピールする必要があるのではないかと思います、当局としてどのような対応をなさるのか具体的にお聞きしたいのと、それと北川町長にお尋ねもいたします。

2010年5月にニューヨークにおいて開催された核不拡散条約の再検討会議において、その年の同年5月28日に核保有国を含む全ての国々の全会一致によって採択されました。その年の2010年9月、太子町定例議会において北川町長が町議会議員のときに非核平和の都市宣言の町として、それらを目指すことを全会一致で採択されておりますが、今度町長の立場、またトップとして、またそういったことでこの件に関しどのように考えておられますか、お尋ねをさせていただきます。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 1番目の点をお答えいたします。

非核都市宣言を平成22年8月に太子町議会議員の発議によりまして決議され、世界平和を訴える都市宣言、平和宣言自治体の仲間入りをいたしました。さらに平成23年12月には、平和を願い、核兵器の廃絶を求め、人類の未来と町民の平和な生活を守るために、世界恒久平和の実現を目的としました平和市長会議にも加盟し、町外へのアピールを行いました。

また、町におけます非核平和行政事業とし

ましては、戦没者追悼式の開催や、各小・中学校において平和教育、映画、ビデオ鑑賞、修学旅行などを継続して実施いたしております。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（北川嘉明） 私に對しての質問であります。

ご指摘のとおり2010年9月議会であったかどうかちょっと記憶が定かではありませんが、総務常任委員会に所属しておりまして、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現につきましては、そういったことに對して全会一致でしたというのは記憶しております。太子町長に就任いたしました今でも考え方ににつきましては変わりありません。今後におきましても、世界平和を訴える平和宣言を町内外へアピールするとともに、町の非核平和行政事業を引き続き推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ありがとうございます。

前回のこの質問に對しては総務部長からお受けしたんですけど、あのときからしたら随分に躍進したなと私は思うわけであります。前回の戦没者追悼式とか、それ並びに写真展、また子供たちに対する戦争に対する平和の教育、これは前回も言われておりました。当然この件に關しては当たり前のことで、私の質問は、核兵器をなくすために太子町は宣言採択されたのに、平和運動として何をされるんかということをお尋ねしたわけであります。今現在全世界に、長崎、広島に投下された、それに匹敵する原爆が2万発保有されております。これらの核兵器廃絶に向けた人類の未来を決定させていく行動の原点となるのは、私たち一人一人の町民であり、国民の力でもあります。各自治体の思いやりと行動によって大きく核兵器のない平和で公正な世界が高まると考えられます。北川町長におかれまして、この平和に對する町民、またそういうことをアピールするということで、どのよ

うな考えを持たれておりますか、少しお尋ねしたいのでございます。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 北川町長というよりも、本町のできますことは、戦没者追悼式の開催や各小・中学校における平和教育、映画、ビデオ鑑賞、修学旅行、こういうものを継続して実施してまいる、そういうところでございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 前回の回答と全く一緒の回答でございます。

今年も東京より原爆禁止世界大会、広島に向けて暑い中、通し行進の人たちが当役場に立ち寄っております。今年は香田部長初め議会事務局の方々と多くの町民の方々が出迎えをいたしました。一行は、たつのの人たち、太子の一部の人たちで船坂峠を經由し、リレー方式で毎年大会地の広島、長崎に向かって行動続けてるわけであります。いつも思うことは、新宮町を通過するときに、ほとんどのおうちの方々が前に出られ、出迎えをされる。こういう姿は本当に平和に対する教育が行き届いているのだなあということをいつも痛切に感じております。そういったことで、町長初め当局に対してお願いしたいことは、スポーツなどの大会出場により、個人、団体などの懸垂幕など、公共の施設などに各所に上げられておりますが、それはそれなりにいいことであります。せめて平和を願う8月の行進時期だけでも、平和に対するそれなりのアピールをできないものか。また、近隣地域、加古川、高砂、姫路などのように実現をしていただきたいものであります。姫路などは常に公共施設などに、看板などによって平和を訴えております。その件に関して、今言われた懸垂幕のことですが、どうお考えですか、一度お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 現在のところ特に考えておりません。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 私が言うのは、平和というのはやっぱり生きる上での人間の基本ですから、そういうことをやっぱり全町民に知っていただくということも大事で、そういうことで私はお願いしているわけであります。

余談であります。私は18年間長崎原爆禁止大会に参加をし、またここ4年連続、広島、長崎と交互に大会に参加をしております。被爆者の方々と話をするときがあり、原水禁に参加し、私が求めていることは、非核に対する政治家の言葉ではありますが、被爆者の人たちの言葉であります。被爆者の誰もが言われるのは、原爆に対し、今誰の責任とか、アメリカが悪いとか恨むことはありません。また、恨むとすれば、自分が家族、友達と一緒に死ねなかったことが私の悔やむことであり恨みでありますということを言われております。ただ、そのつらさ、死ねなかったことが自分で悔やむということで、こういう人を、またそういった私たちをつくらなくてくださいということを言われておるんです。ほとんどの人たちがそのように言っております。そういう中で、先ほど総務部長が言われた考えておりませんということに対しては、どうかなという気も私は私なりに考えるわけであります。今、日本のみならず、世界の5,200を超える都市が非核平和都市宣言の意義を唱えて平和に広げる力を注いで頑張っておられます。平和宣言した町だからこそ何をすべきか考えるべきじゃないかと思います。どうか核兵器のない世界に向けて、先ほど私が言いましたアピール実現に努力することをお願いいたしまして次の質問に参ります。

○議長（佐野芳彦） ちょっとよろしい。

（平田孝義議員「はい」の声あり）

町長からは答弁何か。

町長。

○町長（北川嘉明） 今平田議員さんから、その思いを町長という席に座らせていただいて十分聞かせていただきました。

ただ、先ほど総務部長が申しましたよう

に、懸垂幕や看板を立てるだけで本当に非核宣言の太子町としていいのかどうかというのは、私はそこは疑問を持つところでありまず。先ほどから言われてます平田議員の思いを十分酌みながら今後の太子町の非核また平和行政事業にどうあるべきかということを考えていきたいと思っております。

余談であります、私も広島また長崎へも行っておりました。長崎で鐘をずっと守っておられる方にお話を夏の暑いときに聞いてまいりました。そういった思いを考えますと、先ほどから言われてます平田議員の思いに共通する分がありますので、今後考えていきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 どうも北川町長ありがとうございます。

これからそういった中で、町民もやっぱりそういう懸垂幕などしてアピールをするということが、少しずつそういうことが植えついてくるのではないかと考えられますので、どうかお願いをしておきます。

そういったことで、4番目の農業振興による地場産業の活性化について質問させていただきます。

野田政権が進めておりますTPPが締結されれば安い単価の農作物が外国から大量に輸入されます。日本の農家の状況にとっても深刻な危機を迎えられる。また、それに伴い食の安全についても危惧をされております。そこで、太子町の農家にとっても深刻な打撃を受けることは明らかであります。環太平洋連携協定により関税が撤廃されれば、いろいろなメリット、デメリットといったことがあるということは百も承知であります。それらの中に公的医療保険制度、民間医療保険制度、薬価などの営利本位の株式会社、また医療事業参入などの外国資本の開放によって仕事が奪われるおそれがあります。

それはそれとして置いておきまして、きょうの私の質問は農業に対する太子町の振興

策、それに伴う地域活性化をどのように進めるのか、どのような施策を講じ、TPPに対抗し、農業地域活性化をつなぐのか、まずこの件に関して当局、課にお尋ねをし、北川町長にも地域活性化に伴う予算など一、二、三、質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） お答え申し上げます。

環太平洋連携協定、TPPへ参加での県内農業への影響試算が先週の神戸新聞で公表されておりましたが、本町におきましても県と同様に、米などの主要品目において価格の下落、生産量の減少など大きな影響を受けるものと予測しております。また、残留農薬規制等の撤廃などが迫られ、食の安全が脅かされる危険なども考えられます。これらの多くの懸念が指摘されていることは十分に認識いたしております。

さて、本町農業の現状につきましては、耕地面積が0.5ヘクタール未満の小規模な個人経営による兼業農家が大半を占めております。その平均年齢は約65歳でございます。このような状況での本町農業の今後の基本的な方針といたしましては、農業経営の安定、効率化を推進するとともに販路の拡大等を図りまして、農業を持続可能で魅力ある産業として新たな農業経営の担い手を確保、育成すべきと考えます。

一方、都市近郊に位置する立地条件のよさを生かした高付加価値型農業や遊休農地での都市住民との交流事業など、またイチジク栽培などの新たな特産品の開発、地産地消の一層の推進などによりまして、農地、農業集落を多目的に活用し、遊休農地の解消、農業集落の活性化を図ります。さらに、優良農地の保全、集積的確保に向け推進したいと考えております。

予算面についてでございますが、先ほどの太子町の農業の基本的な方針を踏まえまして、他の産業と同様に適正な予算配分を行っ

ていかなければならないと考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 部長からの今ご説明で、付加価値型農産物、またそういった商品を休耕田なんかを活用しての確保ということで、予算の計上に関してもこれから考えていくということを言われました。

そういうことで、ＴＰＰに対しても多くの自治体が暮らしと地域経済の打開の方向として、農業振興として地道な施策を考え、食育、食の安全と地域地産の方式を目指し頑張っておられます。

また、例を挙げて申しますと、愛知県の新城市などでは、今よく問題になっております非正規雇用が拡大している中で、農家の若い人たちが農産物の生産や販売だけではなく、農業は人と地域を結ぶきずなとして消費者と交流を深め、田植え、畑仕事の経験のない人たちを集めて、大々的に田舎体験を通して、またそういった中でオーナー制をとり、農業再生によってまちを活気づけているところもあります。

また、奈良県などでは、つくる農家から販売農家への多彩な取り組みに農民連と行政が一体となり、農民にとって大事な生産と流通に対し、実績を上げられております。全国あちらこちらで、また四国、九州などでは活発に地域活性化に向け、農業また漁業に対し、先を見越した活動を行っております。

そこで、太子町地域の中には農業振興や地場産業の活性化について考えたり、また具体的に取り組んでいる人たちもいらっしゃいます。このような人たちの意見や要望もよく聞いて、取り入れる必要もあるのではないかなと思うわけで、予算的な措置、こういったことも、助成またそれに伴うことも努めていただきたいなと思うわけであります。そういったことから、新任で北川町長も農業のことはまずわからないかとは思いますが、予算面なんかでどのように考えておられるのか、それ

を聞きたいのであります。お願いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（北川嘉明） 町の考え方につきましては、先ほど経済建設部長が申し上げたとおりのことを今後も続けていくべきかなと思っております。

また、予算面につきましては、いろいろと内容を精査しながらやっていかなければならないものと思っております。

ただ、平田議員に一つわかっていただきたいのは、私は59歳になりますが、実は三十二、三歳までは農業をやっておりました。鵜へ来て、正直言いまして親が亡くなったときにいろんな意味で農業をやめたわけでありまして、私は決して農業を知らない町長ではないことを知っていただきたく答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 まことに申しわけございません。町長は薬関係のお仕事だけされとったんかなあと私は思いまして、本当に申しわけございません。この件に関して、よき理解者が町長であるということは本当にありがたいお話でございます。

田んぼや畑をトラクターですく土の中から飛び出してくる虫、またミミズをついばみに野鳥がトラクターの後ろをついてくる光景をよく私は見かけるわけであります。田畑は、人間を初めとして、さまざまな生き物が生き場として命を循環する場と考えております。そんな農業の場が、ＴＰＰが決定すれば年々少しずつ減り、消えていくような気がしてなりません。そこで、言葉の中とはいえ、無理やりの話をしてしまいましたが、市場の仕組みを行政において押しつけるだけで満たされるとは私思っておりません。どんどん農業がいろいろな形の中で崩れていくことが私は心配であります。積極的に活路を見出し、発展の可能性がある限り大いにやるべきじゃないかなと思うわけであります。太子町は幸いに利便性に富んだ町でもあります。そういった町である

からこそ地場産業に名を出し、特産品をこれから出していくべきじゃないかと考えるわけであります。

そこで考えられることが、先ほどお話をされなかったんですけど、私、この間広報ちょっと見せていただいたんですけど、その中にも太子イチジクなんかの広報が載ってありました。こういった太子みそとか、またいろいろとちまたでお話があります松尾のタケノコ、このようないろいろな生産物が太子町にはございます。そういった中で、第2産業として加工に対する手法、またそういった仕組み、それらに伴う後継者問題、つくる農家から販売の農家への転換の仕組みを変える手助けをすることはやっぱり行政の仕事ではないかと思うわけであります。そういった中で、農業従事者初め、また我々消費者、そういった方々がともにこれから5年、10年見据えて考え、またそれを実行することがこれからの太子の農業を守ることではないかと私は思うわけであります。そういったことで最後に、そういう考えを私は持っておりますけど、どう行政は考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 太子町の農業どうあるべきかというようなことでございますが、私、私見ではございますが、一つ考え方として、農地が荒地地になってるよりは、いわゆる水田であり畑であったほうが見た目も環境面も非常にいいということから考えますと、22.62平方キロの中がいわゆる庭という考え方でいきますと、整然と整備された田畑というのが理想的には望ましいんじゃないかというふうに思います。その中で、太子町の子供たちがきれいなところで育っていくということでのいいものが出てくるといいですか、いい子供たちが育っていくのではないかというふうに私は考えております。理想ということをちょっと申し上げましたが、理想的にはそういった田畑があるのが望ましいと思います。ただ、時代の要請の中でT P Pとかいろ

んなことがありますので、それが可能かどうかといいますと、非常に難しい、困難であるというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 最後ですけど、太子町でT P P問題ということに対してさほど私も意識はしてないんですけど、このT P Pが決定されれば一番心配してるのは食の安全と自給率です。ただ、それによって農業の方々がやっても仕事にならない、それに対して当然もう田んぼ、畑はやめてしまうということが少し私は懸念してるわけで、その中でも地域の中にはこの農業に対することをよく考えられ、また地場的に何かやろうよという方もおられます。そういった方々がおられるのに芽を摘むようなことでなく、そういった人をやっぱりよいことであればそれなりの予算をとってあげ、太子町の農業指導者が育つ、またそういった夢がある、また希望が持てるような育成と、そういった活気のある農業と、それに伴うまた福祉、そういうことが生かされる町にしていきたいと私は思うわけであります。そういうことで、きょう私が質問したことは夢物語みたいに聞こえたようではございますが、これは必ず皆さんが全力でぶつかればやり得ることだなと思っておりますので、どうかお願いをしてこの質問にかえさせていただきます。終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続行します。

次、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 5番福井でございます。

新町長ご就任おめでとうでございます。町長選お疲れさまでございました。

8月も残り1日となつてまいりまして、子供たちは9月3日から始業式ということで、いつものように元気で通ってもらいたいなと、そのように思っております。

29日にパラリンピックが始まったわけですが、太子町出身の西家選手が29日、オランダ戦で出場されるようなことが「広報たいし」の9月号に載っておりますが、結果がちょっと気になっておりますが、精いっぱい頑張ってください楽しんでいただけたらと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

アメリカのニュース番組で、いじめに遭い、みずから命を落とした子供の父親が集会で必死にいじめの根絶を訴えていた姿が放映されていた。子供のいじめが世界的な問題であることを改めて思い知らされる。国内でも大津市でのことは周知のとおりです。現在、第三者委員会が設置されて、真相解明が待たれるところでもあります。これから心も体も成長していく子供がいじめの当事者となる前に、私たちに一体何ができるのか、どうしたらいじめがなくなるのか、今学校、家庭、地域社会が一体となった取り組みが要請されていると思います。それにつきまして以下にお伺いするものでございます。

1番、太子町内の各小・中学校でのいじめの実態は。また、いじめが発見された場合への対応はどうか。いじめについてはどのような対策をとっているのか。

2、人権ジャーナルきずな——ローマ字でK I Z U N Aというタイトルになっております——の2007年2月号、いじめの問題の特集で、兵庫県教育委員会義務教育課が公立小・中学校におけるいじめの問題への取り組みとして寄稿している中で、いじめ問題への対応として、①教師用マニュアル作成による全教職員の早期発見、早期対応能力の向上、②保護者、児童・生徒用啓発チラシの家庭への配布による家庭、地域との連携強化、③いじめ相談専用ホットラインの新設による教育相談

体制の充実、④命の大切さを実感させる教育プログラムを活用した教員研修の拡充と小・中・高等学校での授業展開による命を大切にする教育の充実など緊急な対応を図ることとしたとある。③については、ひょうごっ子いじめ相談ホットラインを開設し、また夜間教育相談窓口を設置した。②については、年明け早々に配布したとしており、①と④については、また現在の状況は、②については継続されているのか、③は有効に機能しているのか、また周知されているのか。さらに、学識経験者によるいじめ問題検討会議を設置しとあるが、この会議の果たす役割、また活動状況等は。

(3)太子町として子供のいじめの問題をどう捉えているか。よろしく願いいたすもんであります。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。福井議員さんのいじめに対するご質問でございますが、このようにして全ていじめについてのご質問をいただきました。太子町の大人が子供について関心を持っていただいて、いじめの早期発見、そして早期解決に向かつての関心の深さに本当にありがとうございます。太子町教育委員会の取り組み並びに現状を報告させていただきます。

(1)の太子町でどのように対応してるかというようなことですが、町教育委員会事務局に報告のあった昨年度のいじめの認知件数は、小学校ゼロ、中学校1件でありました。今年の7月末現在まででは、小学校ゼロ、中学校2件でございます。

いじめが発見されれば、直接聞き取り調査を行うとともに、解決に向け、校長、教頭、担任、生徒指導担当教員等、学年や学校全体が一致協力し、関係児童・生徒や保護者との対応に当たっております。いじめについての対応は、学校全体として道徳やホームルーム活動の時間を活用し、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めております。

中学校の2件でございますが、現在のところ2件とも問題は解決しております。

(2)の①の教職員用いじめ早期発見・対応マニュアルは県教育委員会のホームページにも掲載されており、各学校において積極的に活用しております。

また、④の命の大切さを実感させる教育プログラムについても平成19年3月に県教委が作成したものでありますが、体験活動を充実させる等の提言は、現在小学校3年生が実施しています環境体験授業に生かされております。

②の啓発用チラシにつきましては、今年度新たに県教委が作成を準備しており、12月をめどに配布予定と聞いております。

③のホットラインについては、現在も開設されており、紹介カードは毎年度全児童・生徒に配布されております。

学識者等によるいじめ問題検討会議については、いじめ問題への対応策について総合的に検討し、緊急及び中・長期の対策について意見を求めることを趣旨とし、平成18年12月20日に第1回会議を開催されております。

(3)の太子町教育委員会としては、いじめはどこでも起こり得る問題であると捉えております。また、いじめは絶対に許されない行為であると考えております。また、いじめられる子供の立場で考えること。そして、根気強く継続的な対応を心がけること。また、周囲と連携して対応に当たることが大切であると捉えております。したがって、各学校においては、いじめを許さない学級づくりを推進するため、日々の児童・生徒の表情や服装、そぶりの変化に気を配ること。また、落書きや教室内のごみ、掲示物へのいたずらに気を配ることなど、日々の学校生活の中で人としての善悪について考えさせることや、どの子に対しても認めることや褒めることを心がけ、学級経営に当たるように指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

その中で、本年度7月末現在で、中学校で2件あったということで、この問題は解決されたというお話がありましたが、差し支えなければどういう問題であったのかだけお願いできませんか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） これも隠蔽とかどうかというふうに言われますですが、個人情報等々がありますので、さほど詳しくは言えませんが、一点上げさせていただきましたら、3名の子供が1名の子供に対する、若干におうというようなことで発言したらしいです。そこで、そのことを察知しました担任並びに他の周りの生徒は、それはおかしいんじゃないかというふうにして、両親を呼び説得したところでございます。2名についてはすぐに解決したのですが、あとの1名には若干ご主人が長期の出張されておまして話がなかなか通じなくて、先週ほど帰ってこられまして話が通じたということで、解決したということ聞いております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 その1件目のほうは子供たちの協力も得て、親御さんの協力も得て解決されたという、そういうふうな皆で解決しようとする方向は、今教育長がおっしゃられた中でそういうふうな体制をとっているんだということが如実に具現された事実だろうと思いますが、あとの1件につきましては、それはいじめを、その被害者でありましょうか、加害者でありましょうか、その親御さんが出張だったというご家庭は。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 加害者のほうでございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今お聞きしました、非常に私におきまして、いじめがあった場合、担任だけが抱えるのではない、学校全体の問題として考えていくんだという方向が示されて



おるようで、これは安心しております。ややもすれば担任は自分の使命感、責任感、そして教育のプロとしての自負もあり、どうしても自分で抱え込もうとする、そういったこともあり得るのではないかなという危惧もあります。それはそれで本当に使命感に燃えてやっていただけたらいいんだけど、本当に自分一人で抱え込むということは今般の情勢から見ても非常に難しいものがあるかと思えます。

その中で、一つ質問ということで上げてはおりませんが、この太子町として子供のいじめの問題をどう捉えているかという部分についての質問の中になるかと思いますが、ちょっとお願いしたいと思えます。

8月24日読売新聞の朝刊で、警察庁は今月9日、いじめ問題で、被害者の生命や身体の安全が脅かされるようなケースであれば積極的に捜査に乗り出すよう指示したと。また、文科省は2007年の全国の教育委員会への通知で、校内の傷害事件を初め犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく直ちに警察に通報するよう求めている。今月中の策定を目指す、いじめへの総合的な取り組みでも、文科省と警察庁、学校現場と地元警察との情報交換、連携強化の方針だと、そのように報じております。警察のいじめの問題への積極的な介入、そして文科省の言う警察との情報交換、連携強化については、教育長としてはどう思われておりますか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 既に、新聞紙上が発表する前に、当町、私どもはすぐに警察等に相談して、また関係機関に相談して解決を図るように指導しております。この問題は学校独自では解決できるほど単純なものでございません。残りの1件についても、今申し遅れましたんですが、既に保護者のほうから通報で、ホットラインのほうで相談があったわけですが、ホットラインを使用しましたら当然その内容が学校現場と警察と関係機関に通報されることになっております。そこ

で、既に3者、4者で話し合って解決していくというような手法がとられております。ですから、もう警察等々には、専門機関等には既に相談しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 確認ですけれども、そのホットラインは今申し上げたひょうごっ子のホットラインですか、相談窓口は、そのことですか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） いえ、違います。それは社にある教育相談所でございます。社です。教育研究所の中に相談所があります。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 その社にある教育研究所のことについて少し詳しくお話しただけませんか。よろしいですか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。先ほどの言われてましたように、ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットラインは、これが社の教育相談所の中にあるわけでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 はい、わかりました。了解いたしましたです。

いじめがあって、いじめの被害者についてですが、カウンセリング等はなされておられますか。ちょっとお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 事案によってはカウンセリングをしております。ですから、いじめというふうに子供が思う前にカウンセラーに相談するか、担任に相談するか、担任がまたカウンセラーに相談するかというようなところで、いじめと判断したならば、そういうふうにして全員で動く体制をとっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 カウンセリングにつきまし

ては、いじめの被害者にかかわらず、加害者にもなされておられますか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） それも今も言いましたように内容によりまして、話し合えばすぐに理解できると、今の子供は自分が何をしてるか、自分の立場と居場所というものを若干見失う場合がございます。カウンセラー並びに担任教師によってそれを指摘されることによって素直に聞く者と、なかなか継続してやまない者とあります。そういうときには、やはり関係機関に相談しながら解決していくように図っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 カウンセリングの大切なことはいろいろところで言われております。トラウマを引きずる心的外傷を後年まで引きずるというようなことも言われておりますので、本当にこのカウンセリングの重要さというのはますます認識されることと思います。

それから、ちょっとここに持ってきたんですけども、これも読売新聞なんですけど、ごらんになられたか、読売新聞お読みの方は、もう1面で出ておりましたので、お読みになった方お読みになられたと思いますが。8月21日付の朝刊、火曜日の朝刊ですけど、「どうか生き抜いて」という見出しで、読売新聞37面です。1面ではその主題が載っております。ここに1面ではこのようにもう主題は載っておりますですけども、こういう紙面ですけども、「どうか生き抜いて」という、ここに、この37面に載っていますが、この方は御存じの方も多いかと思いますが、大平光代さんと言われる方で、2003年12月から05年10月まで大阪市の助役をなされておられました方。その中で、ちょっと私これ読んで、本当にこんなことがあったんだというようなことが、本当にあったんですね、この方の寄せてる、この方の、ない話なので。すごい話です、これ。読まれた方は、本当にそんなことがあったのかというようなことじゃないでし

ょうか。いまだに夢を見ます。河川敷、おなかを刺す、多量の出血で動けない。現実の私はそこで助けられましたが、夢の中では誰も助けてくれない。ああ、もう死ぬんやというときにはっと目が覚め、私の体験は30年以上前ですが、絶対に忘れられませんということで。本当にそんなことがあったのか、中学2年生であるのか、できるのか、本当に私は何とも言えない気持ちになったわけでございますが、その一節ですが、文部科学省や教師の発想が昔と変わっていない。いじめはあってはならない。だから、けんかだ、ふざけいだと見て見ぬふりをする。まず、いじめは必ず起こる、どう歯どめをかけるか、発想を転換しなければというようなことで、非常に自分のこととして本当に皆さん考えていただきたいというようなことをおっしゃっております。そしてまた、ふざけ合いのレベルを少しでも超えたと思ったら、それはいじめだよくさびを打っていく。そうしないと、子供はこれぐらいで許されるのかとエスカレートする。私のときも担任が毅然とした態度で相手の生徒を叱ってくれていたら早い段階で歯どめがかかったはずですよ。本当に本人でないと言えない言葉じゃないかなと思います。でも、これは最後の文ですけども、今の教育委員は単なる名誉職である。市長主導の教育行政に変えようという橋下徹大阪市長の手法に賛成するわけではありませんが、意識改革が必要だというメッセージを発して、これは教育委員会内部でもできる。もっと意欲のある人を教育委員に選り、例えば常勤で、現場に足を運ぶ負担をお願いしますよと。人選、報酬、待遇、全てが変わっていかないといけませんと、そういうふう最後に結んでおられます。本当にこういう体験をされても、そこでこういう「どうか生き抜いて」という見出しになったんだと思います。本当に大変な人生を送られておられます。

こういうふうな本当に今も大津のほうでそういう事件があって、第三者委員会が開かれて真相解明に向かっているわけでございます

が、何とも痛ましい事件であります。これについて別に教育長には求めませんが、本当に太子町でこういうことがあってはならないなと思っておるようなことでございます。

それで、私ばかり申し上げておるようですが、先日テレビで鹿児島県の小学生の子が……。

**○議長（佐野芳彦）** 質問してください。

（福井輝昭議員「はいはい」の声あり）

質問のほうに行ってください。質問のほうに、質問をしてください。

**○福井輝昭議員** はい、もうこれで最後に向かいますので、申しわけない。議長、申しわけない。もうこれで最後のほうに向かいます。

先日テレビで、鹿児島県の小学生の4年生以上の子供が桜島までの4.2キロメートルを数十人が2列縦隊になって泳いでるところが紹介されておりました。子供たちはこの日を迎えるまで本当に数多くの練習を積み、またそのことについても紹介されておりましたが、練習、本番の中で子供たちはいろんなことを学んだのではないかと思います。また子供たちがこうして無事泳ぎ得たのには、親や教師や、また地域の人たちが一体となって子供たちを導いてきてやった結果ではないかなと思います。いじめなどのそういった子供を取り巻く問題は、やはり冒頭で申し上げましたように、家庭とか学校、地域、社会が一体となって改めて取り組むことが大切ではないかな。そうでないと、なかなかこの問題は見えてこないなと思います。本当にいじめとは何なのか、またいじめはなぜ起こるのか、いじめはどうしたら解決できるのか、こういったことは本当に学校や家庭や地域社会が一体となって踏み込んで、そしてそこから見えてくるものではないかなと思っております。傍観者であってはいけないということは、もうこれははっきりした事実でありましょう。

非常に私の質問に懇切丁寧にお答えしていただきまして、本当にもう最後になります

が、ここで最後に、太子町の学校園で学ばせてよかった、太子町に住んでよかったと町民の皆様が実感される教育行政、教育環境の充実に力を注ぎますと、これは教育長、覚えがあるかと思いますが、これは「広報たいし」の2009年7月号に掲載された寺田教育長の教育長就任の挨拶の一節でございます。この言葉どおり、子供らにはよい思いを持って巣立っていくように私は切に願ってやみません。どうか今後ともひとつ子供たちのことよろしくお願い申し上げまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 失礼します。12番公明党井村淳子でございます。

町長選からちょうど1カ月がたちました。北川町長におかれましては、初心をお忘れにならずに、太子町に住んでよかったと町民の皆様方から喜ばれるようなまちづくりのために行政手腕を発揮していただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず最初に、介護ボランティアポイント制度の導入についてということであります。

介護保険制度の開始以降、保険料と税金から支払われる介護給付費は年々伸び続けております。これに伴い、個人の保険料も見直しごとに上昇を続けております。今年度は、全国平均では月額5,000円にも迫っております。

介護給付費の抑制へ介護予防重視の施策が展開される中で、着実に広がっているのが介護ボランティアポイント制度であります。これは、ボランティアをするとポイントがたまり、換金もできる制度で、当初は高齢者の介護予防とともにポイントを介護保険料の一部に充ててもらうのが狙いでしたが、世代間の支え合いを取り入れるなどの新たな取り組みも生まれてきております。

この制度を2007年に介護予防のために市町が行う地域支援事業の一環としてスタートされました。24年4月時点では60を超える自治体が実施しており、高齢者の社会貢献活動を促し、健康寿命を延ばす取り組みへの関心は高いと考えます。

そこで太子町での介護ボランティアポイント制度の導入に向けて伺いますが、全国的に広がりつつある介護ボランティアポイント制度を導入すべきと考えますが、当局のお考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 井村議員のご質問にお答え申し上げます。

ご指摘の介護ボランティアポイント制度は、介護ボランティア内容を評価、点数化し、現金に換算した後、介護保険料に充てることが多いようでございますが、今ご指摘いただいたように、別の支え合いという面もあるというふうには聞いております。現在、東京都の稲城市が全国的に先駆けて実践してまして、全国的に広まりつつあることは承知いたしております。本町といたしましても、制度を導入することによりメリット、デメリット、あるいは介護予防の視点からの効果を含め、研究をして結論を出したいと現在のところでは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 若干は調べていただいているのかなと思います。まだまだ広がっていない介護ボランティアポイント制度ですけども、ちょっと3点ほどご紹介をしたいと思えます。

各自治体で導入されている制度を挙げますと、1つには住民がボランティア活動を始めきっかけ、励みとしてのボランティアポイント制度、これには対象年齢、特に65歳以上とかせずに、限定せずに、また対象の活動も広げたり、気軽に参加できる制度とか、65歳以上の高齢者に限るもの、またポイント制ではなくて、商品券との交換や公共施設、

また協賛するお店の割引制度等もあります。

2点目には、ボランティアポイント制度で活動を介護分野に限った介護支援ボランティアポイント制度があります。高齢者の社会参加を促して、介護予防を推進することで、介護給付費などの抑制を目指して導入が始まりました。先ほどもお話ししましたが、例えば65歳以上を対象に、介護施設などでボランティア活動を行った際にポイントが給付され、またそのためのポイントに応じて介護保険料軽減のための交付金が個人に支給されるという仕組みでございます。

3つ目には、介護保険を一定期間利用しなかった高齢者へのお元気ポイント制度、例えば介護保険料を3年間利用しなかった元気な高齢者には介護予防への取り組みを評価して、介護保険料やサービス利用料を軽減するという制度、こういう大きく3つに分かれております。大概、今60を超える自治体がありますということでお話しした中では一番取り組みの多いのが65歳以上を対象にした介護ボランティアポイント制度でございます。

このようにボランティアポイント制度というのは、取り組みに多少の違いはあるものの、既に多くの自治体でも導入が進められたり、今後検討課題になっているというところもございます。

先ほども東京の稲城市のことを言っていたしましたが、ここは平成19年から取り入れられて、もう既に5年を迎えるそうです。同じく愛知県の津島市でも対象者を65歳以上の高齢者とするボランティアポイント制度を導入しておりますが、ボランティア活動を介護保険施設などで行うと、例えば活動1時間につき100ポイントが付与され、ポイントの上限は1日200ポイント、1年間で上限が5,000ポイントであります。たまったポイントは年度末に、100ポイント100円、上限5,000円までですから、5,000円分として介護保険料の資金の一部として換金されるような仕組みになっております。同じような、このような取り組みを今年8月1日から兵庫県の

赤穂市でも事業が開始をされたところで、今現在介護ボランティアの募集をされているというような状況でございます。これは65歳以上に限ってのそういうボランティア制度ですけれども、鹿児島県の霧島市というところでは子育てのサロンに人気がありまして、高齢者の方が赤ちゃんの世話をする赤ちゃんコーナーが特に人気で、高齢者の方はやっぱり長い人生の経験の中でいろいろな子育ての手法を持っておられますので、それとともに赤ちゃんと一緒にいれば元気がもらえるというふうなことで、世話をするのが楽しいと高齢者の方にも大好評なようでございます。

展開の仕方はそれぞれ地域の実情に応じたやり方をされておりますが、太子町でもみんなで支え合う、活気ある地域づくりに向け、みんなで社会を支えていく仕組みづくりのために、これらのボランティアポイント制度、いろいろと種類もありますし、近隣でもしてところは赤穂がされておりますし、それと三木のほうでもされておりますから、何ぼかは見本にできるようなところもありますので、今後さらに研究をしていただいて、そういう高齢者の方が毎日どっかに出て行って人のために何かをやって、それがもとで元気になっていく、外に出ていくことによってコミュニケーションがとれて、普通やっぱり年、高齢になってきますとなかなか外に出ることもないんですけれども、この介護ボランティアポイント制度は、本当に80歳の方でも元気にそういう生きがいを持って、それぞれのできることを、例えば介護職員の方がおられたら、その補助をするような、食器の片づけとか、タオルを畳んだりとか、できる範囲でのボランティアをしながら介護のポイントをつけてもらって、だから高齢者の方にとっては本当にお金とかが目的じゃなくて、働く場とか、人と触れ合う場とか、そういうことをすることによって病気にならない仕組みをつくっていくということが大事なと思っております。こういうことに関して、私としては今地域包括支援センター等でも介護予防のた

めのさまざまな事業をされておりますが、自分から能動的に参加する、こういう仕組みのボランティアポイント制度というのもぜひ太子町でも必要かなと思っておるんですけれども、再度今後のその導入に向けてについて伺いたいします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 大変参考になった面がございます。私も深いところまでは把握いたしておりませんが、ボランティア制度で先ほど議員のご提案では3種類もございますし、私ども考えていたのは介護予防ということでの、65歳以上のところでのいわゆるメリット、デメリット等把握して、そういった導入にいけないかというようなことの研究はしたいというふうに考えているところでございます。議員おっしゃるように、家に閉じこもっているより、元気であるなら、やはり生きがいとか触れ合う場、あるいは働く場があることによって高齢者の方が元気になり、そしてそれが介護保険料を使う時期が遅らせることができるんじゃないかというふうにも思いますし、また元気になる場合が十分ございます。そういう意味では、この制度についていろいろ研究する余地はあろうかと思っておりますので、担当部局のほうで十分研究、検討させていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ありがとうございます。ぜひ研究等していただいて、実施をしていただけたらと思います。

それで、先ほども言いましたけども、平成19年から5年目を迎えるところでは検証もされておるようです。これは、その制度を実施して、それから制度を実施する前と実施した後の検証ということで、やっぱりこのボランティア制度に登録をしている人は要介護状態になる人が一般の高齢者よりも低いという結果も出ておりますし、またこの制度を事業することによって要介護の状態を予防して、介護費用もかなり抑制できたという結果も報告

をされております。今から始まるものではなくて、本当に既に介護保険が始まってすぐにこのボランティアポイント制度に取り組まれたところの検証結果も、かなり介護予防にもなり、そして保険料の抑制にもなっていくという効果が出ておりますので、今後とも導入について情報収集をしていただいて、調査研究の上、実現に向け取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、2点目に移らせていただきます。2点目、介護保険の住宅改修費と福祉用具購入費の受領委任払いの導入についてに入ります。

介護保険サービスにおいて要支援、要介護と認定された方が生活環境を整えるために、段差や傾斜の解消、階段や廊下、トイレの手すりの設置、和式から洋式への便器の取り換え等の小規模な住宅改修に対して20万円を上限に、また腰かけの便座、簡易の浴槽等、5種類に限られておりますが、福祉用具の購入費等に10万円を限度に支給をされております。そのうちの1割が自己負担となっております。現在、太子町の支払い方法は、一旦施工業者や販売業者に全額を支払った後、おおむね2カ月ぐらい後に自己負担金1割を差し引いた金額を受け取る償還払いになっております。

しかし、金銭的にも余裕のある方ばかりではありません。介護に携わっているご家族の方の心身にかかるご苦労はいかばかりかと思っております。たとえ短期間であっても、5万円や10万円、20万円、そんな高い金額を立てかえることは無理だという相談もたくさん受けております。一時的であれお金を用意できないという声も多いということを実際に届けておきたいと思っております。以前に担当者、私4年前にこの質問をさせていただいたことがあるんですけども、お金を用意できないという声を聞いたことがないよというようなことも聞きまして、いや、私はもうたくさん聞いてるんですよって。ただ、やっぱり座って

事務をされている職員さんのところにはそういう声が入ってないということだけでありまして、私たち住民の代表として出させていただいている議員のところにはいろんな声が入ってまいります。この住宅改修に関しましても、そういう一時的にお金が立てかえられないので結局諦めて、住宅の段差の改修等ができずに不自由な生活を余儀なくされているケースも現実には多々あるわけでありまして。

一方、受領委任払いを導入しているところでは、利用者は業者に自己負担分の1割分を支払うだけで済み、町は施工業者に9割分を支払うことになります。この制度の導入によりまして利用者の一時的な費用負担を軽減することができます。そして、私4年前に質問したときには、近隣とか全国的にもかなりまだこの制度、受領委任払いにはしてないところも多かったんですけども、その後、今回質問に当たりまして調べてみましたら、償還払いに加えて受領委任払いを導入しているところも増えておりました。

そこで質問ですが、1、県内で受領委任払いを採用している市町はあるか。2、全国的にはどうか。3、太子町ではこの受領委任払い制度を採用できる時期に来ているのではありませんか。4、もしできないとすれば、当時、4年前、メリット、デメリットを研究するとおっしゃっていただいておりますので、できないとすれば問題点は何か。また、その問題はどのようにすれば解決できるのか。その5点についてご答弁をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ご質問にお答え申し上げます。

現在、私どもも調べましたら、県内ほとんどの市町で原則償還払い制度を採用しておりますが、低所得世帯等で全額支払いが困難な利用者に当たりましては、申請時の選択肢の一つとして受領委任払いを併用している市町がございます。41市町ご案内のようにあるわけですが、41市町のうち25市町が、約61%が両方の併用している状況でございます。もち

ろんこれについては条件があるんですが、61%程度が併用しているという状況でございます。

2点目の住宅改修費の支給につきましては、介護保険法施行規則第75条第1項第6号で、申請に際し住宅改修に要した費用に係る領収書の添付が義務づけられており、全国的にももう償還払い制度が採用はされております。これは全ての市町で償還払いでございますが、先ほど申し上げましたように併用ということで、あとの25市町は受領委任払いもしているところでございます。

3点目、4点目、5点目については一緒にお答え申し上げますと、受領委任払いを実施するには、これはもう一つのデメリットになるかもしれませんが、住宅改修工事業者の登録ということが必要となりまして、利用者が施工業者を自由に選択することが難しくなりますので、そのあたりのデメリットも踏まえ十分な検討が必要というふうに現時点では考えているところでございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 一応今答えていただきまして、県内では本当に受領委任払いと償還払い制度を併用してやってるところがほとんどということで、私も調べてみて、4年間の間に、あ、すごく増えてるなって。それやったら何も採用するに際してそんなデメリットはないんじゃないかなって私は考えております。先ほども言われましたけども、デメリットと言われる部類に入るかもしれないということで、住宅の改修業者の登録を太子町にさせていただくということでありまして。それで利用者は選択の範囲が狭まるということも考えられるわけですが、これは償還払いと受領委任払いをどちらか選べるようにすることでそれは解決できると思うんです。お金を潤沢とまではいきませんが、一遍に払える方は自由に自分がいつも懇意にしておられる工務店さんとかそういうところを使われるでありますし、やっぱり受領委任払いで、最初の1割負担だけでいいということとは、そ

んなに業者を選ばなくても、しっかりとケアマネさんがどんな工事がこの方にとって必要か、どういうふうな改装が必要かというところまで踏み込んで書類もつくっていただきますので、そういう点は償還と受領の2通り併用さえしておけば何も問題がないことだと考えておりますので、ぜひこの受領委任払い制度を取り入れていただいて、本当に今まで工事をしたくてもできなかったという方のために門戸を開いてあげていただきたいなと考えております。

それと、今太子町におきましても、この聖園とかまほろばの里に入りたくても入れない、もう待機者の方がたくさんおられるわけです。そういうことは、もう本当に自宅で、在宅で介護サービスを受けながら暮らす以外にないというお年寄りの方がたくさんいらっしゃるわけです。太子町におきましても、65歳以上の方を見ますとかなりの人数おられるわけです。当然その中にも元気に外に出歩くことができる方もおられますが、聖園とかまほろばに聞かしても、やっぱり家で暮らすのが難しいという、段差があったり、トイレが近くなかったり、いろいろな点で在宅生活を強いられる方のことも考えると、やっぱり自宅で安全に安心に暮らせるようにしていくために、こういう受領委任払いの制度も取り入れていただいて、そういう介護サービスを受けながら暮らすというお年寄りの方を支えていくという観点からも、一日も早く実施していただきたいと考えますが、これから調査研究とかいろいろなこともあると思いますが、これは私本当に、先ほどのデメリット言われましたけども、町の職員さんがやる気になって業者に呼びかけて、例えばインターネットでも、たつの市さんもされてるんですよ、23年4月から。いまだにやっぱり登録業者募集しますということで、インターネットのほうにもされておりますので、それはこちらの事務サイドで頑張っていただければいいことであると思いますので、一日も早く実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど申し上げたんですが、41市町のうちの25市町が既に併用していると。これはいろんな条件があるんですが、例えば生活保護世帯だけであるとか、生活保護の方と例えばいわゆる低所得者で非課税世帯を対象にしていると条件はありますが、併用にしているところが61%あるということでございますので、太子町としても町民の皆さんのサービス向上につながるということにも考えられますので、導入に向け努力させていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ありがとうございます。

2012年の介護保険法の改正で、今後の方向として施設から在宅へという、在宅生活の継続に重点が置かれております。今必要としているお年寄りの皆さんは年もいきますから、いつまでも待っていただけないと思いますので、近隣ではたつの市さん、23年4月からこの受領委任払いも導入されておりますし、ホームページを開いてもかなり詳しく委任払いと償還払いの手続の方法も矢印書いたりしながら、年を召した方でも利用しやすいような、そういう公告というんですか、制度の案内もされておりますので、そういうことも参考にしていただきまして、来年からでもすぐに実施、来年と言わず、年度内にもできるようなことでありましたら、この受領委任払い制度を採用していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

3点目、デイジー教科書の活用についてであります。

平成23年9月の本会議で私は障害のある子供のための学習支援、デイジー教科書の導入について質問をいたしました。学習障害等の発達障害や弱視等の視覚障害、そのほかの障害のある児童・生徒の学習支援ツールとして開発されたマルチメディアデイジーですが、

読み書きが困難な児童・生徒にとって授業が進むとの効果を得ていることから、デイジー教科書を取り入れることについてお聞きしましたが、1点目、その後の取り組みについてお伺いをいたします。

2点目に、デイジー教科書は世界の国々で視覚障害、学習障害等々を持つ方にも広く活用された世界共通のユニバーサルな図書です。今年の2月に文部科学省よりデイジー教科書の提供方法等について都道府県教育委員会に新たな事務連絡がされました。それによると、デイジー教科書って何かわからないからサンプルが欲しいとの声を受け、今回の事務連絡では、あくまで読み書きが困難な児童・生徒の学習の用に使うということですが、特別支援学級に限ったことではなく、クラスにもそうした児童はもう最近必ず何人かおりますので、普通学校の図書室や公立の図書館でもデイジー教科書を置くことができるようになり、読み書きに困難を抱えている児童を指導している先生が常時閲覧できるようになってまいりました。太子町はこれまで朝の読書やブックスタートに取り組むなど子供の読書活動の一層の推進を図ってまいりましたが、読み書きが困難な子供のためにも図書館とか学校の図書室にもこのデイジー教科書を導入すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 井村議員さんからデイジー教科書の活用についてということで2点の質問がございました。

まず1点目、その後の取り組みについてでございます。

特別支援学級における教科書は、一人一人の児童・生徒の心身の発達段階や実態を考慮して、教育目標の達成に最も適切な教科書であると判断したものを選定し、使用しております。デイジー教科書は、読み書きに困難を抱える児童・生徒、特に視覚障害のある子供には困難さを軽減できるものとして有効であると考えておりますが、現在太子町において



デージー教科書を選定し使用している児童・生徒はございません。ということで、その後の取り組みにつきましては、現在のところ導入はございません。

2点目、デージー教科書、デージー図書の導入の関係でございます。

兵庫県内では37市町で公共図書館を設置しております。そのうちデージー図書を貸し出している図書館は平成22年の調査では4館、市で申しますと西宮市、宝塚市、川西市、洲本市でございます。デージー図書には音声のみのデージー図書と映像もついたマルチメディアデージー図書がございますが、マルチメディアデージーを貸し出している公共図書館はさらに少なくなっています。川西市市立図書館では、昔話や物語など23点のマルチメディアデージー図書のCD-ROMを貸し出しております。

公共図書館としては、視覚障害者や印刷物を読むことが困難な方たちへのサービスは今後取り組んでいかなければならない課題だと考えております。しかし、デージー図書については教材の性格が強く、利用が限られるため、公共図書館での所蔵がふさわしいかどうか、また館内で視聴するのであれば専用の再生機器を設置するスペースや、また音声の問題等がございます。それらを一つ一つ検討しながら今後の方針を決めていきたいと考えております。

また、学校図書室の図書購入の関係でございますが、各学校の司書教諭などが判断し、購入しております。町教委として導入するしないを判断する立場ではございませんので、各学校において購入の判断をしていただくということになります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今お伺いしましたけれども、県内でも公立の図書館とかにも大分置かれてきたということで、公明党の前にも言っていただきました山本かなえが推進をしてき、さまざまな形で今奈良とか京都のほうで

も先生に対して、また保護者に対してユニバーサルのこのデージー教科書について、そういう手助けができる子供にとっていい教材であれば使っていただきたいという思いで今やっているわけです。当然、町の図書館に導入する場合でも、音が出るとか、パソコンのそういう機材も置いていただいたりせなあかんの、環境づくりも大切かと思います。

学校におきましても、その司書教諭さんが導入するしないを決められたり、そういういろんな人の助言を聞きながらされるということですが、まだまだこのデージー教科書に対して教職員の先生方が御存じないというのが私多いんではないかなと思います。学校には本当にICTの教育の環境も整ってまいりました。また、デージーの教科書の活用についての研究とか効果の検証もかなり進んでおりますので、デージー教科書の導入環境は大分、十分学校の中においても整ってきておりますが、ただ前回のときも質問したときにもデージー教科書って何ていうようなところから入ったわけであります。それ以後、教育長さんも見ていただいているのかどうか私もわかりませんが、あの時点ではまださわってない、見てないというようなご答弁だったかと思うんです。このデージーを活用するには、教職員の方々がまず機器の活用とか、生徒に対しての指導方法とか、研修を受けて、それを教育現場で生かしていくっていう仕組み的なものも必要かと思います。教員の方々に研修をするというような研修、またこのデージー教科書はどういうもんだからというやっぱりお互いの共通認識を持たないと、デージー教科書、こっちは幾らいいものでもいいものだってお伝えしても、現場の先生が知らないことには、現場の先生もこの新しいデージー教科書ということですから、まずいろんな今までの概念とかそんなを取り払っていただいて、子供に有効な使い方ができるような取り組みも必要だと思うんですけども、先生方に対して、ただ養護の先生だけではなしに、今ではなかよし学級を受け持

つ先生も養護を専門にされてきた先生ばかりとは限りません。普通学級を担当してて、初めて入って発達障害とかを、その子供とともに勉強しながらお互いに成長していくというような、そういうふうな先生もたくさんおられますので、やっぱりみんなが同じような認識に立って、この子には、実際今は手づくりでしている教材もありますけれども、一步踏み込んでこのデージー教科書にしたらもっといろんなことが可能性ができてくるのではないかということも出てくるかと思うで、この先生についての研修等についての取り組みについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（佐野芳彦）** 教育次長。

**○教育次長（神南隆司）** 議員がおっしゃるとおりで、先般たまたま私も新聞切り抜きやってみました、8月3日の日経新聞に、通常学級での授業に今議員がおっしゃった、いろんなデージー、マルチデージー等の教材を使った手法が結構役に立ってるんだということなんです。最初に学習課題と授業の流れをはっきり示すことで児童が見通しを持って授業に参加できるということで、これはもう特別支援学級の授業では基本的な手法やと。それを普通学級で活用すると効果が上がったということで、和歌山県のほうでそういうことが実践されてて、和歌山県は何かこの春に実践例を冊子にまとめてもう各学校に配布してるんだということの記事が載ってありました。ということで、議員おっしゃったようにICTとかパソコンなどを使って、そういうマルチデージーの教科書までいかなくても図書を、物語とか本を使うと必要とかが、しゃべってるところが反転して、学習障害とか情緒、自閉の子供さんたちも意外と関心持って見ていただけるということで、効果はあると思います。そういった意味で、私も、ちょうど1年前質問受けましたときに、私と同年齢のベテランの特別支援学級を持ってる先生に聞きますと、議員がおっしゃるとおり、それ何とどこでした、1年前は。最近また質問い

ただきまして確認しますと、その先生はもうやっぱり光都にあります特別支援学校、専門の学校のほうではもうそういう教科書も備えておられる、そういう図書も活用されるということで、そういうことでかなりそういう特別支援学級担当してる教員の間では認知度は上がってきてるなと思っております。たまたま自分が担当してる学校では、4つの支援学級がある学校なんですけども、そこでは今のところそれを活用するような児童がいないということで利用はしてないんだという回答がございました。議員おっしゃるように、やはり普通学級担当の先生も当然認識を高めていくということは必要であると思っております。また、そういった図書がどんどん普及してくるとコスト的にも安くなりますから、そういった面でも活用しやすいなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 井村淳子議員。

**○井村淳子議員** もちろん学校の現場の先生は子供さんのことをよくわかっているわけにありますし、特にこのデージーの機器はLDとか学習障害、LDの中でもディスレクシアという症状、外見からはもう全然見てわからない、知的にも問題がない。ただ、その一部分、読み書きに関してなかなか理解ができないという子供たちには特にこのデージー教科書が効果を上げているというような報告もされております。今この日本において、我が国において文部科学省の調査を見ますと、25人に1人の程度で、そういうLDの中でもそのディスレクシアの症状を持ってる子供さんがいるという、かなり高い数字の割合で存在をしてくるということであります。本当に知的とか情緒とかいろいろ今ありますけれども、発達障害でもいろいろ大分研究されて、事細かにその子の対応のやり方によって子供の可能性が広がっていくというようなこともお聞きしております。

私も先日、明石の発達支援センターのほうに視察で行ってまいりました。そこはゼロ歳

からということで、発達支援の相談を診療されているんですけれども、やっぱり早く見つけて、早くその子に合った対応していくと、その子供が今までできなかったと言われてたことでもできるようになるというような先生から話をお伺いしました。ですから、これとまたちょっと若干並行にしては言えませんが、とにかくその子供を中心に、その子供のために、どうすればその子供がこれから今後コミュニケーションをとるためにいろいろな言葉を覚えて、いろいろなやっぱり言葉覚えて文字を覚えておかないと口に出してしゃべることができませんので、そういう手助けができるためにも、光都にはそのデイジーがあると言われてましたけれども、ぜひ身近に、太子町とか、例えばその先生がおられるところで、そのデイジーを知っておられるんですしたら、ぜひともモデルケースとしてでも先生方がこの町内でそのデイジー教科書を見て、さわって動かしてみることができるような環境を整えていただきたいと思いますので、それについても一度考えていただき、全ての子供たちに学習の機会を保障していくという観点からデイジー教科書の導入について、2回目の質問となりましたけれども、さらに先生のいろいろなそういう概念を取り払っていただいて、新しいものにも若い先生から年を召した先生まで同じような認識でこのデイジー教科書について認識ができるように進めていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

最後に4番、学校施設における非構造部材の耐震点検、対策の実施について。

東日本大震災では学校施設にも甚大な被害がありました。被害状況を見ますと、建物の柱や、はりといった構造体だけではなく、天井や照明器具、外壁、内壁、バスケットゴール、窓ガラス、書棚など、いわゆる非構造部材の落下や崩落があり、避難所としても使用できないばかりか、児童・生徒が大けがをする事故まで起きた例もあり、これでは防災拠

点の意味をなしておりません。

さらに、学校ではありませんが、一般の会館でも天井の一部が落下して2人の犠牲者が出て、学生ら26人が重軽傷を負うという痛ましい事故まで当時発生をいたしました。

言うまでもなく、地震等災害発生時におきまして、地域の避難所となる学校施設は、児童・生徒だけではなく、地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりでであり、その安全性の確保や防災機能の強化は待ったなしの課題であります。

現在、町内学校施設の耐震化率は24年度末で100%となります。しかし、それだけでは児童・生徒、地域住民の命を守る対策としてはまだまだ不十分でございます。学校施設の耐震化とともに、天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があると考えております。

そこで質問をいたします。

1、太子町では学校施設における非構造部材の耐震点検は実施をしているのか。2、もし実施している場合、耐震点検の結果、耐震対策が必要とされた学校はどの程度あり、それらへの対策はどのようにお伺いをいたします。2点よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 学校施設における非構造部材の関係につきまして2点質問いただきました。

まず、1点目です。耐震点検の実施でございますが、議員ご指摘のとおり、非構造部材の落下、転倒等による直接的な人的被害や避難経路が塞がれるなどの2次被害を防ぎ、想定される危険の芽をできるだけ摘み取ることが大切であると考えております。したがって、いつでも起き得る大規模な地震に備えて、可能な限り早期に点検を実施する必要がありますが、非構造部材に関する耐震点検等は比較的容易なものから専門的な知識や多額の費用を伴うものまでさまざまでございます。太子町では各小・中学校の体育館を中心に、早期実施の観点から、学校職員による点

検及び街づくり課建築係と教育委員会管理課が合同で実施する点検を行っております。

具体的には、小学校では建築係と町教委の職員が、中学校では学校の教職員がそれぞれ天井、照明器具、窓、ガラス、外壁、内壁、設備機器、収納棚などの劣化状況、これにつきましては脱落とか変形、剥離、破損、変質を目視し、打診、触診、図面による点検などにより実施しております。

2点目です。必要とされた学校とその程度でございますけれども、点検結果につきましては、4小学校及び2中学校において、明らかな異状が認められる箇所はございませんでした。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 非構造部材の耐震点検は、しているか、していないかといえば、しているということであります。それも4小学校を実施して、異状というか、そういう手当てをするところはないというような今結果が出るわけですが、この耐震点検の仕方をちょっとお聞きしますけれども、学校安全計画に規定することとされております学校施設整備の安全点検について、学校のいつもの平素からの安全点検というのが義務づけられているわけですが、この項目に非構造部材の点検という、いろんなチェックリストですか、そういうのはもともと含まれているのでしょうか、いないのでしょうか。それについてお願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 各校で毎月点検をしております安全点検につきましては、主に危険箇所の把握のほうに重点を置いてますので、今議員がおっしゃったように文科省から出されてきたチェックリストについては、おおむね含まれていないと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでしたら、チェックリスト、文科省から、東日本大震災以降さまざ

まな検証もされて、文部科学省としてもいろいろな取り組みを進められているわけです。公明党といたしましても、その東日本大震災のときにもかなりの天井が落ちてきたとか壁が落ちてきたということがありましたので、平成24年5月18日に平野文部科学大臣に緊急提言をしました。具体的には3点あるわけですが、この24年度中に非構造部材の耐震点検を完了すること。それと、学校保健安全法に基づく点検項目を反映させ、専門家による耐震点検の費用を国が支援する制度を創設すること。また3番目に、非構造部材の耐震対策予算をしっかりと確保すること等について公明党は緊急提言をしたところでございます。それを受けまして、6月8日には文部科学省から公立学校施設の非構造部材の点検にかかわる財政支援についての通知があったはずですが、それによると、文部科学省の学校施設環境改善交付金の活用や国土交通省の社会資本整備総合交付金において、効果促進事業として非構造部材の点検とか耐震化等に関する事業についても支援することが可能というような通知も出ております。今のところ、先ほどの答弁で、いろいろ目視とか図面を見ての劣化がないかとか、そういうことからして4小学校、中学校はどうなのかなと思っているんですけども、そういう耐震対策は、そのチェックリストにも、文部科学省から出てる非構造部材のチェックリストも含まれていないという中にありましては、実際に耐震点検というのは行われていないように見えるんですけども、それについてはどういう考え方なんでしょうか。ちゃんとしたチェックリストでチェックをして、手当てが要するところには今国が手当てをしてくれてる交付金の事業を使ってやるということはできるわけですから、もう少し本腰を入れて、危ないところの点検を専門家にでも見ていただいてやることができると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 例えば点検チェッ

クリスト学校用でございます。例えば天井でいいますと、天井材に破損等の異状は見当たらないかということで、脱落から変形、剥離、破損、変質とあるわけですが、そういった面では目視で十分対応できますし、照明器具に変質、腐食等の異状はないかということで、これも例えばバレーボールなんか照明器具に当たりますとゆらゆらするわけですが、それでもしっかりとするというところで、それも脱落から変質までのその項目にも合致しないということで、建築担当の職員と教育委員会の職員が見まして、まずは大丈夫だろうという目視で見ております。そういった意味で、現在のところ大丈夫ではないかなというふうな判断をいたしております。そういった意味で、議員おっしゃったように、今年の5月1日時点でのこういった調査、チェックリストの関係の通知もいただいております。そういった意味で、今のところ街づくり課の建築指導の担当とも学校の体育館等見ていただきまして、まずは大丈夫だろうと判断をいたしております。そういった意味で、まず現在太子町のところは躯体部分の耐震化というのを最優先に実施しております。ですから、非構造部材の耐震性能は私は必要であるということもう十分認めますけれども、やはりこういったものは経年による劣化等の影響を受ける可能性もありますので、やはり1回だけじゃなくて、毎年とか継続的かつ定期的に点検をする必要があるんだと考えております。さらに、今申しましたように体育館の照明などは高所でありますので、点検に際しては足場を組むとか、そういう場所が必要ですし、また建築物に関する専門的な知識を持った方が必要であるとか等きますと、やはり相当の金額、今議員は国についてはそういう要望しているんだということを言っていただきましたけれども、現実にはやはり相当の調査料が要りますので、そういった面も含めまして、今後は法定点検等の活用による効率的な実施も踏まえて点検対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目、中学校はどうかというお尋ねがございました。

中学校につきましては、建築担当の職員は出向いております。学校の管理職の方に見ていただきまして、特段そういう破損とか変形とかの異状はないということで返事をいただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時17分）

（再開 午後2時18分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 今議長からちょっと整理をしていただきまして、私もどっちなかなあと思って、チェックリストをふだんの学校保健安全法に基づく点検項目にこの非構造部材の項目が反映されていないのではないかと思います。思いでちょっと再質問、再質問という形でしてたんですけど、議長から今整理していただいて、チェックリストを今までのふだんする点検項目に反映させた上で非構造部材の点検もやり、その専門家というんか、そういう大がかりなあれはしてないけれども、目視をしながらできているということの今までの話です。

今回いろんな手当てにつきまして話がありましたけれども、こういうのも来てるのかなと思うんですけど、社会資本整備総合交付金の活用に関するQアンドAというのが私手元にあるんですけども、これも点検費用だけでもちゃんと事業を整備計画に位置づけることによって交付金の対象になりますよということが書かれておりますし、うちなんかやったら今耐震工事やっておりますが、その事業を一旦出してるけれども、交付決定もされているけれども、再度交付決定額の範囲内において、そういう途中からの非構造部材の点検及び耐震化に関する事業をやるということも可能であるというような、本当に内容的にはいろいろな手当てを国がやりますよというよ

うな方向で今動いておられますので、ぜひ目視で大丈夫ということも、目視だけで大丈夫って、やっぱりわからへんともありますので、ある程度専門家にも見ていただきながら、そういう交付金が活用できるときには活用していただいて、安心・安全な学校とかを今のうちに構築をしていただきたいと思います。

今後、そういう文部科学省の動きもいろいろと変わってきておりますが、太子町におきましても、先ほども首藤議員のほうからですか、震度6弱の地震が、南海トラフが起きた場合には想定をされているということであります。地震等発生時にはやっぱり一番に逃げるのが学校施設でありますので、こういう避難場所となるところは、特にガラスなんか揺れて割れたりすると、それが横に飛び散って、その破片で動脈とか切ったらもうえらい災害になりますから、今ガラスなどでもフィルムを張りつけるというふうなこともされてきておりますので、そういうことも視野に入れて。ただ、今のところガラスは大丈夫ですよ、劣化の関係も図面上からは大丈夫ですよというようなことがありますけれども、もう少し丁寧に見ていただきたいと思いますので、その点今後、お金も必要なこともたくさんありますが、ぜひこの際できることはやっていただいて、公明党としてはこの24年度末までに学校の非構造部材の点検も終わらせて、来るべきそういう災害に備えようという思いでいろいろと国のほうでも動いておりますので、そういう趣旨も酌み取っていただきまして、今後学校のさらなる安全対策に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は2時45分、あの後ろの時計で2時45分にします。

（休憩 午後2時22分）

（再開 午後2時44分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、中島貞次議員。

**○中島貞次議員** 10番公明党中島貞次でございます。

このたび北川新町長ということで、大変おめでとうございます。過去、要は前首藤町長12年の間というのは本当に厳しい経済状況で、バブル崩壊後の長期経済不況の上、東芝太子工場の縮小とか、非常に厳しい状況で、失業率も増加と。さらに追い打ちをかけるアメリカのリーマン・ショックによります世界不況、さらには東日本大震災によります、どうしても日本の経済の低迷ということから税収が伸び悩んでいるという状況で12年間前首藤町長はされましたが、その中においては、厳しい財政状況ではありましたが、基金残高を何とか増やし、あるいは特に福祉と教育関係には十分なサービスが行き届く政策をしていただいたというように感謝しております。例えば小学校1年生入学時に防犯ブザー配布したりとか、学校の耐震化、いち早く太子町は先鞭をつけまして、多分兵庫県で一番初めに今年度中に小・中の耐震化が完了するものと思いますし、その他女性のがん対策とかいろいろ、乳幼児や子供の医療費の無料化等の拡大等々、いろんなそういう福祉と教育に関しては特にすぐれた功績を残されたかなと。その中であって、前々町長の残された建物、あすかホールや福祉会館や、それに関する償還を着実に進められたということは特筆すべきかなと。それを受けて北川新町長は今後どのように進めていかれるかというのは、やっぱりきっちり議員として監視していきたいと思います。特に北川町長は教育面と、それから新庁舎の継続、それから特に住んでよかったと言える太子をつくりたいというふうなこともおっしゃっておられますので、今後またどうかよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさ

せていただきます。

今日は生活福祉部長がちょっと出席されておりませんので、余り細かく言いますとなかなか対応が難しいかと思しますので、ほどほどにさせていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

まず1点目、胃がん検診のあり方についてでございます。

胃がん発生の原因というのは、今までストレスが原因やとか、あるいは食生活が乱れているとか、あるいはたばこやとか、いろんなことが言われてました。ところが、胃がんの原因というのは実はピロリ菌が原因であるということをようやく国も認め始めた次第です。これは実際に検証されてピロリ菌が胃がんの原因であるということは確認されております。

現在、胃がん検診というのはバリウムを飲んでレントゲン撮影をするという方法を長年行ってきたておりますが、この検査方法というのは煩わしさと苦痛を伴い、また胃がんの発見率もさほど高くはないと言われてます。また、受診率も低いわけです。ところが、検査費用はバリウムのレントゲン検査に比較して安く、また検査方法も血液検査だけで行うことができます。また、特定健診の中で実際行うことができ、胃がん撲滅、早期発見予防を兼ね備えるためのピロリ菌ABCリスク検査を導入してはどうかと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 中島議員のご質問にお答え申し上げます。

がん検診は健康増進法に基づき実施しておりますが、検査方法につきましては、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に従って、問診及び胃部レントゲン検査で現在のところ実施しております。

ピロリ菌ABCリスク検査は、胃がんの発生に深くかかわっているピロリ菌の感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定することによっ

て胃がんになりやすい状態かどうかを判定する検査で、胃がん到现在なっているかどうかを検査できない検査といえますか、胃がん到现在なっているかどうかの検査ではないと承知しております。

胃部レントゲン検査は、胃がんの早期発見をするための1次検査となります。今後、胃がん検診の実施方法として、厚生労働省の動向も見つつ、メリット、デメリットを精査し、検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今副町長からメリット、デメリットという話があったんですが、その辺は調査されたんでしょうか。もしわかれば答弁をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） メリット、デメリットということでは、メリットですが、ABCリスク検査といえますのは正式ながん検診ではありませんけれども、がん発生因子の有無を検査することで胃がん予防に寄与することではメリットではないかというふうに考えておりますし、デメリットとして、これが町としても非常にあれなんです、国の示すがん検診ではないため国等の補助がなく、町単独の負担となるというデメリットがございます。そしてもう一点は、先ほども申し上げましたが、胃がんそのものを診断するものではないので、検診としては胃部レントゲン検査を省略することができないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

そうです。ただ、この胃がん検診、ピロリ菌ABCリスク検査ですが、要は現在のバリウムによるレントゲン検査というのは、たしか先日発行された「広報たいし」では受診率20%ぐらいだと思います。たしかそんな数字が載ってたと思うんですけれども。ところ

が、ピロリ菌には、要は血液検査ですから、特定健診の中で行うことができるわけですから、特定健診では当然肝臓の機能のいろんな検査もするわけですから、それと併用して、血液採取によってすることができるということは、例えば特定健診が50%受診率があったとしたら、当然このピロリ菌のABC検査もバリウムレントゲン検査に比べてはるかに受診率が向上するわけです。あと、バリウムの場合には実際に胃がんにかかっているかどうかという症状を診るわけですが、ところがピロリ菌の存在によって要は胃がんにかかっている可能性があるやもしれないという可能性があるわけですから、例えばピロリ菌がなければ胃がんの可能性はほぼないであろうというふうに言われているわけですから、要はピロリ菌検査だけでよしとするんでなしに、その後、もしピロリ菌があるとすれば、バリウム飲むんでなしに、内視鏡によって細かく診ることができる。その併用によって確実に把握できるという、そういう利点があるわけです。

そして、国の補助がないと、現状では、言われてますし、町単独事業であるということで、バリウムの場合はたしか3,000円か何ぼか1人当たりかかったかと思いますが、この血液検査、ピロリ菌ABCの場合は1,000円ちょっとやったと思うんですけども、大体それぐらいでできるということですから、別に1,000円ちょっとぐらいであれば、最終的に補助をいただければありがたいんですけども、補助なしでも、個人で払っても可能かなという数字かと思います。行く行くは私としては補助はいただきたいなと思うんですけど、額的にはそんなにかけられないんで、これは有効かなと私は思います。

そして、私自身とか、何で、あと20%で、ある市町では10%とかという胃がん検診のバリウムレントゲン検査、受診率が低いということを知っています。要はバリウム飲むということ自体が大変なわけです。40歳以上ですけれども、年齢を重ねるにつれて飲むという

こと自体が、水を飲むならそらどうちゅうことないんですけども、バリウムを飲むという行為自体が大変しんどいという方もだんだんいらっしゃるわけです。そしてあと、肺のレントゲン検査であれば1回で済むわけです、レントゲンは。ところが、このバリウムレントゲン検査はいろんな角度を変えながら、体の角度を変えながら何回もエックス線を通すということで、当然被曝量が違うわけです、放射能の。そして、体の位置を変えますから、当然腕力、それから足を支える力とか、体を変えてください言われたら物すごい人によっては力が要るわけです。そういうふうに考えますと非常につらい。ほかの血液検査やいろんなものに比べると非常につらい検査なわけです。ということから当然受診率が低いんかなと考えられますし、あとバリウム検査が終わったら当然、私なんかもそうですけども、ついつい便秘になりがちなわけです。当然、薬はもらいますけれども、そういう方もいらっしゃると思いますしということです、汚い話ですけども。そういうことで、積極的に進めてはどうかというのが考え方です。

私の知り合いで実際に受けた方がいらっしやいます。ピロリ菌ゼロやったと。なら安心して、将来的にかかるかどうかわかりませんが、現状では大丈夫やというふうなことを聞いた方も実際に受けていらっしやいます。そういう意味で、ぜひ今後進めていってほしいと思いますし、先ほど言われましたが、がん対策推進基本計画では5年以内に受診率50%という目標があるんです。だから、現状からいくと非常に厳しい数字なわけで、全国の市町村を対象としたアンケートがあるんですけども、多分生活福祉部長は御存じかと思いますが、そのアンケートで50%が達成できると思うのはわずか1.5%、何とも言えないが30.6%、達成できないと思うのが67.6%。だから、平成19年に制定されたがん対策推進基本計画では、この50%というのはほとんどの市町村が無理だという判定になるとるわけです。それはやっぱり検査の煩わし



さ等々あってなかなか受診率が伸びない。それが、そのがん検診、いろんながん検診があります。肺がんがあったり、大腸がんがあったり、子宮がん、子宮頸がん、乳がんや胃がんとかあるわけですけども、平成年間で見ますと一番胃がんの受診率というのは、全国平均ですけど、これ10%ほどなんです。逆に最近急激に上がっているのが、子宮がんがおよそ21%ぐらいというふうなことで、だんだんだんだん胃がんの検診は下がり傾向というのが全国的な今事実、実態です。何でこんだけ落ちるんやということで、受診者が、私たち、受けようという気持ちになかなかないというのが74%、それはやっぱりバリウム検査が一つの理由になっているらしいんです。ですから、そういう意味で、簡単に受けられるというこのピロリ菌のABCリスク検査をやっぱり今後進めていくべきではないかなと、そういうふうに考えますので、最後にもう一度答弁をよろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 現在、先ほども申し上げましたが、健康増進法という一つの法に基づいてというところと、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に従って地方公共団体はそれを現在しているところでございます、その中にピロリ菌検査については現在のところでは含まれていない状況でございますので、将来的には議員おっしゃるように血液検査、特定健診の中での血液検査の中で簡単にできるので、そういったところに行く可能性は私も否定いたしません、現時点では市町村が行うがん検診は、先ほど申し上げましたが、厚生労働省が医学的根拠により定めたがん検診実施のための指針に基づいた方法により実施しております、ピロリ菌抗体検査のみで胃がん検診を行うということについては、現在のところは考えておりません。しかし、先ほども申し上げましたように、将来的にはその胃がん検診は、医療関係者でちょっと話聞いたことあるんですが、まず血液検査を行って、陽性者は

内視鏡検査を、陰性者はレントゲン検査を受ける２段階方式に変わっていく可能性もあるというふうに聞き及んでおりますので、ピロリ菌検査についてはそういった流れに入っていくのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。また、今後の特に厚労省等の流れを十分推移していただいて検討をよろしく願いいたします。

次、２点目に入りますが、コンビニにございます証明書の交付についてを質問いたします。

コンビニ、いわゆるコンビニエンスストアにおける各種証明書、住民票あるいは戸籍、あるいは税等、それから印鑑証明等は、委託する自治体が発行する住民基本台帳カード、住基カードを利用すると、現在セブンイレブンのマルチコピー機から入手できます。ところが、これは普及率が低くて、全国で本年度中も含めて57市区町村程度にとどまっているというふうに聞いております。しかし、現在セブンイレブンだけですが、来春からはコンビニ大手、２位と４位、ローソンとサークルＫサンクスが参入することになりました。コンビニにおけるコンビニ交付サービスの利点というのは、利用時間が土日、祝日でも利用は可能。朝６時半から２３時、夜の１１時、自治体によってそれぞれ違うんでしょうけれども、大体この時間帯で、例えば役場行くよりまだこっちのほうに近いわという方が利用されたり、あるいは働いておられて、太子町外でも、例えばたつの市とか姫路市とか、そういうところでも交付できますんで、仕事先で時間遅くなったから役場ではできひんわということで、よそで交付を受けるというふうな利点もあるわけで、自治体としても住民サービスの向上や窓口負担の軽減などコスト削減効果があると思いますが、今後の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ご質問のコンビニにおける証明書交付は、全国のセブンイレブン等のコンビニで役所の閉庁日や閉庁時間帯でも交付でき、住民の利便性向上を図れるメリットがあるのはご承知のとおりでございます。

ただ、事業費としては、システム構築費用で本町の場合約5,000万円、年間の維持経費が約650万円程度といった現在試算をいたしております。

このたび策定しました太子町高度情報化計画では、平成26年度で証明書自動交付機システムを構築し、平成28年度よりコンビニにおける証明書交付を検討することといたしております。

これは平成26年度の新庁舎建設にあわせて住民情報系システムの置きかえを予定しております、システム構築経費の軽減、設置場所の確保等、効率的な導入が図れるものと判断しており、高齢者等自動交付機の使用にふなれな方にも庁舎内に設置することにより安心して使用していただけたと考えております。

また、国が推進する個人カードに呼応して、住基カードと印鑑登録カードを一本化することで多くの方にも住基カードを持っていた、自動交付機による証明書交付を実現したいというふうに考えております。

このように、まず自動交付機システムを導入後、住民ニーズを把握した上でコンビニにおける証明書の交付等を検討したいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今総務部長から話がありまして、今自動交付機、新庁舎が建てられた段階で、普通自動交付機といいますと建物の中というイメージが強いんですけれども、庁舎外にというふうに今お話を承りましたが、その辺で利便性を図るというふうな方向性らしいんです。らしいというのはおかしいです。そういう感じで

す。その時点でまたコンビニサービスを考えるということ、交付サービス考えるということなんですけれども、初期投資費用は地方自治情報センターからも出ておりまして、これを見るとちょっとかかるなあというデータはあるんですけれども、ところが一点、新庁舎建設に伴いまして、特に住民の方から、太田校区、新庁舎が西へ500メートル移動する、遠くなるという感覚を持たれる方が多くて、じゃあ支所はできないものかということ、支所は今のところできないというふうなことの話が住民のそういう懇談会等の席上から出てきて、それじゃあとはバスの運行等の手段、役場へ行くのにバスの運行等いろいろ考えたりとかというふうなことがあるんですけれども、例えば手短にこういうコンビニサービスがあれば、太田の特に東の姫路市に近いところの住民の方から多分そういう声が大きいのだろうと思うんですけれども、ちょっと行けばローソンがあるわけですから、ローソンで住民票等手軽に例えば交付サービスが受けられるというふうな利便性もあるわけで、その辺をまた一つ考えたときに、これは非常に便利なのではないかなと、そういうふうに判断しているわけです。

特に先行事例の中で、コンビニ交付をしている自治体の中で、メリットというか、住民側のメリットとして、料金が若干安くなる。それから、今役場で窓口へ行きますと1通300円、住民票です。それが250円でしたか、何か安くなるとか。あと、夜間もできますから、時間帯による利用率を見ますと、早朝は案外少ないんです、6時半とか7時とか。時間待てば、8時なら8時、8時15分で開庁しますから、時間待てばできると。ところが、閉まった後、5時以降、6時、7時、8時、9時の時間帯というのは非常に利用者が急激に増えていくわけです。先行事例におけるコンビニでの交付サービス。そういう意味で、そういう利点がこのコンビニにおける住民票等のサービスの利点があるということで、今総務部長から新庁舎建った後、またその辺も

じっくり考えていくということで、現在住基カードの発行枚数がなかなか伸びないという状況もあって厳しいんですけども、今後いろいろ考えていかれるということをお聞きましたので、またその節はよろしくお願ひしたいと思います。

また、2年、3年たちますと、全国の利用状況によりまして、例えばファミリーマートとかそういう大手のコンビニもどんどん参入する可能性もありますし、太子町内ではローソンの2、セブンイレブンが2店舗ですか、それからポプラ、ちょっと足を延ばしますともうサンクスもありますし、セブンイレブンもありますし、ローソンもありますし、ファミリーマートもあるというふうな状況にありますんで、今後また新庁舎建設に伴っていろいろ考えていただきたいと思います。

太子町は比較的恵まれておりまして、府県によってはセブンイレブンが全くないところもあるんです。全国で4つか5つの県には全くないという県があるらしくて、そういうところに比べますと太子町は比較的恵まれているかなということで、兵庫県でも三木市と西宮市では既に住民票、印鑑登録、税証明、戸籍証明等々の発行をスタートさせておられます。そういう意味で、また今後検討をいただきたいと考えておりますので、またよろしくお願ひいたします。

次、3点目に行きます。通学路の安全対策ということです。

京都府の亀岡市で通学児童の列に車が突っ込んで児童が亡くなったという事例がありまして、今年の5月30日には文部科学省、国土交通省、警察庁、3省から全国に通知があって、全ての公立小学校で緊急合同総点検が実施されることになりましたけれども、太子町における総点検の結果を伺います。

また、その結果を踏まえて目に見える対策を講じるべきだと考えますが、具体的な施策はあるんでしょうか。

さらに、通学路の安全点検は継続性が必要

であり、今後も続けるべきであると思いますので、どうですか。

また、中学校の通学路の安全点検も実施すべきだと考えますが、見解を尋ねます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

現在、通学路における危険と思われる箇所を各学校園より抽出してもらい、その中で危険度が高いと思われる箇所、16カ所を抽出したところでございます。

去る8月28日に、その16カ所について、たつの警察署、道路管理者——これは県道と町道がでございます——と連携して合同で点検、対策の検討を行ったばかりでございます。したがって、具体的な施策については今のところお答えができる段階ではございません。

また、ご指摘のとおり継続性及び中学校の通学路の安全対策につきましても、そのとおりであると考えますが、まずは今回の小学校のほうの合同総点検への対応を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、16カ所、ちょっと危ないなあという場所があったという結果をいただきました。大体共通して言えるのはどういうふうな状況なのかというのだけちょっとお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） やっぱ見通しが悪いとか、カーブミラーを改修してほしいとか、標示が不明確であるとか、そういったのが多うございます。全体的に言えば、やはり交通量が多いということ、それから道路が狭い、見通しが悪い、そういった点が多うございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 16カ所、調査されたところの共通項です。交通量が多く、狭い、それか

から見通しが悪いというふうな、そういう共通項のあるところが16カ所の通学路であるということで、一つ気になるのは、5月30日付で国交省、警察庁、文部科学省からそういう8月末までに実施しなさいというふうな通知があったんですが、結構遅いと私自身感じたんですが、その辺の理由について。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 学校園の校園長会というんですか、そういったところへも警察の方が来ていただきまして一応ご説明をいただいたわけですが、今回のものは、中心になってやっていただいたのは、やはり道路担当課のほうでございまして、ちょっと遅れた理由というのは私どもはよくわからないんでございますが、やっぱり警察、それから県の土木事務所、そういったところの日程調整とか連携がちょっと遅れたんじゃないかなと考えております。具体的なその理由はよくわかりません。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 先進事例として、こういう交通量が多く、また道幅が狭いとか、見通しが悪いとかという場所、県道、町道とあると思うんですけれども、私自身も中学校の保護者から余りにも通勤時間帯は車のスピード速過ぎるとか危ないとかという声を聞いたりとかしました。その対策としていろいろ考えられるんですが、警察のほうからはハンプですか、要はこぶを一つつくるんです。それから、減速のそういうマークをつけるとか、要は運転手の視覚とか運転手側の対策がいろいろ警察のほうからも出てきておりまして、そういうの有効ですよということですが、実際あと塗装です、道に色を塗る。あるいは、もっと視覚的に言いますと、歩行者側に線を引くんですが、その間隔を視覚的に実線と点線を両方にすることによって道幅が狭く見えるとか。すると、運転手側としてもちょっと減速させなアカンとかというふうな、そういういろんな対策が講じられると考えるんですが、その辺の対策というのはどういうふうに

考えておられますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） お答えいたします。

通学路におけますハード面からの具体的な安全確保に関しましては、現在皆さんご承知のとおり歩道の整備、ガードレール、カーブミラーの設置、また注意喚起用の看板の設置、また路面の舗装など、さまざまな取り組みを行っているわけでございますが、有効な方法といたしましては、地域の皆さんのご理解とご協力が必要となりますが、スクールゾーンを設けまして車両の乗り入れを禁止したり、時間規制を行う方法や、また車両の速度抑制といいますか、スピードを落とすための車道の――先ほど議員おっしゃられました――通行幅を狭める狭窄ですね。また、道路の一部の高さを盛り上げて、速度を落としての通行を促しますハンプ、これらなど物理的に速度を落としていただく方法が特に効果があるというふうに思われます。

現在も太子高校周辺におきまして、全ての車両を時速30キロに制限をいたしますゾーン30の指定に向けて、警察と地元自治会が協議を進めているところでございます。

今後におきましても、道路管理者の立場から、それぞれの場所に応じた最善の方法で検討いたしまして、教育委員会等の関係機関と連携をいたしまして、また通学路の安全確保の向上に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

実際、通学路というたらそんなに広くない道ですから、通学路に歩道という、歩車分離のそういう歩道を整備するということは到底不可能で、ということは結局いろんな減速マークなりハンプ等による対策とかということがいろいろ講じられると思いますが、今経済建設部長からも今後積極的に交通事故防止対策を――ハード面ですけれど――やっていく

という答えが出ましたので、またよろしくお願ひします。

今後、定期的に安全点検は当然実施されるべきで、今次長からもそういう話がありましたし、これはなぜ毎年かという、その年々によりまして交通事情なりいろんな社会基盤が変わってまいりますので、当然毎年実施されるべきものというふうに考えますし、子供の人数とか、その地域の子供の人数の形態の変化とか、増とか減とかありますので、その辺よろしくお願ひします。

それから、中学校の通学路は特に自転車通学の範囲が結構西中、東中とも小学校に比べますと多くの自転車通学の生徒がおりますので、その辺のやっぱり安全対策も今後していただきたいということで今回、国からは小学校という指定がありましたが、やっぱり町としても中学校のほうもしっかりやるべきではないかなと考えておりますので、またよろしくお願ひします。

次、4点目に行きます。フォレストベンチ工法についての質問に移りたいと思います。

町内のハザードマップ等で、例えば豪雨災害によりまして傾斜地の崩壊などの危険性があるところが数カ所見受けられますが、やっぱり早期に安全対策を実施すべきであると思います。その際に、フォレストベンチ工法によりまして安全性、また景観性にもすぐれ、また費用面においても比較的安価で防災対策が実施できると思いますが、当局の考え方を尋ねます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） お答えいたします。

町内の今現在急傾斜地指定箇所につきましては、順次兵庫県により県単独の急傾斜地崩壊対策事業として実施いたしているところでございます。現在は東出地区を昨年度より測量、また地権者調査等に着手しております。

ご質問の傾斜地の安定対策工法の検討に当たりましては、工事箇所の土質、環境条件、勾配、規模等諸条件によりまして、あと経済

性及び施工性能等それぞれを総合的に判断いたしまして工法のほうを選定しております。

その中で、フォレストベンチ工法がその工事箇所への最善工法となった場合は採用することとなります。

なお、災害復旧工事につきましては、基本は原形復旧ということになっておりますので、災害査定時に本工法でも採用となれば施工可能というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 このフォレストベンチ工法をなぜ勧めるかといいますと、例えばコンクリートで斜面をそのままかぶせて、傾斜地でよく見えますけども、見た目が非常に景観的にも悪いかなど。フォレストベンチ工法によりますと、樹木を植えますから、数年たつことによつて要は山と同化するといいますか、崖自体が崖に見えなくなるという、山の森林の一つになってしまうという、数年かかりますけれども、そういう利点もありますし、比較的安くできるということです。面積によつて単価費用が違ふんですけれども、例えば500平米以上で坪当たりおよそ12万円ぐらいですか。150平米未満になりますと坪当たりおよそ16.5万円ぐらいというふうな見積額が提示されるんですけれども、そういう面ではいいかなと。それからあと、生物的にいうたら大げさですけれども、要はコンクリートでふたをしますと地中の生き物が生存しないという、土が呼吸をしないわけです。ということは環境的にも余りよろしくないんじゃないかなと。フォレストベンチですと土がもろに見えますし、樹木も植えますから、当然環境的にはいいかなと、そういうふうに考えますし、樹木は成長していくわけですから景観的な美しさというのも当然いいわけで、それから土が崩落しにくい、そういう形状というんかをつくる、そういうシステムになりますから、非常に強固であるというふうないろんな利点があつてどんどん進めていただきたいというふうに考えておりますので、今

現場現場で、その傾斜地傾斜地の形状見ながら総合的に判断して、いろんな工法の中から選択してということですが、このフォレストベンチ工法というのもまた積極的に推し進めていただきたいというのは、やっぱり自然を守る意味からもよろしいかなと考えますが、最後に一言だけ意見をお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） このフォレストベンチ工法は従来のコンクリートを使います工法と違いまして、地元の土砂、材木など、現地の材料を利用できる上に、また新たな木を植えることによって自然の森を根づかせるというような非常に多くのメリットもございます。この工法については、先ほど議員がおっしゃいました非常に多くのメリットもございます上に、防災機能、また自然再生機能の面からも、これからの時代のニーズに合ってるかというふうには考えております。今後、本町といたしましても、それぞれの機会での現場の状況等総合的に判断しながら、採用について検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。また今後、いろいろ研究されて進めていただきたいと思います。

以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、質問をさせていただきます。

1 点目ですが、新学習指導要領によって4月に開始した本町小学校5、6年生の外国語活動の進行状況についてお伺いをします。

(1)本町では小学校の外国語活動の目標をどのように捉えておられるか。

(2)本町外国語活動の到達目標をどのように考えて実施されているか。

(3)外国語活動担当教員の発音は標準をクリアできているか。これ提出した後、標準という言葉をちょっと誤解されると困るので、教育委員会の管理課長のところには言いに行っておいたんですけれども、ここで言うておりますのは、例えば文部科学省のHi, friends! 1 というのがありますけれども、これの8ページですと、アィムサードゥというのがありますが、サドゥでなくてサードゥ。18ページで言いますと、ここに例持ってきておりますけれども、カラフルTシャートゥというのがあります、Tシャツでなくて、Tシャートゥ。といったような、今例を2つだけ挙げましたけれども、そういったようなシャツとか言うと日本語の発音になりますので、そういった発音を授業の中でクリアできているのかということをお尋ねしております。

それから(4)ですが、外国人教員（ALT）は本町外国語活動の中でどのように活用されているか。

(5)現状における指導上の問題点（反省点や今後の課題など）を現場ではどう考えておられるかについてお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。既に外国語活動は試行がありまして、3年前から現場では活動をしております。実際には今議員がおっしゃいますように新学習指導要領によって4月から始まっております。

小学校における外国語活動の目標は、学習指導要領に明記されてるとおり、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養う、これが目標でございます。

そして、到達目標は、多様なものの見方や考え方があることに気づくこと。2番、言葉のおもしろさや豊かさに気づくこと。3番として、楽しさを体験することが到達目標と考

えております。

そして、正しいというんですか、標準的な正しい発音ということがクリアできてるかということですが、小学校5、6年生の担任教諭は正しい発音ができるように研修を深めております。実際の授業では担任だけで授業を行うのではなく、ALTや外国語活動補助員の方とのチームティーチング形式も多く取り入れております。

そして、4番目のALTの活用ですが、本年度より2名体制といたしておりますので、これまで以上に各小学校へ訪問できるように調整を行っております。

そして、最後の5番目の指導上の問題点ということにつきましては、外国語活動副読本の内容に即した教材、教具を作成、例えば絵カードやかかるた等のカード、世界の国旗やコイン、さまざまな具体物などの教具を作成することや、外国語活動補助員の方々との打ち合わせの時間を確保することが今のところ大変であると課題にしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今教育長からお答えいただいた目標とか到達目標については、年間指導計画の中に書かれていらっしゃるでしょうか。それとも、どうでしょうか、そのあたりをお尋ねをいたしたいと思います。外国語という活動の年間指導計画の中に書かれているかということをお尋ねしております。

それから、担当される先生の発音はということをお聞いているんですが、もうこれは私は先生方をいじめるためにこういうことを聞いているんじゃないんです。最初に英語に触れるときに正しい、正しいというか、先ほど例で言いましたものです。例えばTシャツでなく。ツーと言いますと最後に母音、ちょっと専門的なことになって申しわけないですけど、母音が入りますが、英語の標準的な発音ではTシャートゥですから、最後はトゥという子音で終わっているわけですが、そういった正しい音にぜひ英語学習の初期の段階から児

童に接していただきたいということによって言っています。

それで、現場の先生方、ある管理職と私も最近このことをお話しし、お尋ねしました。そうすると、やはりこれ実際、問題なんですよというか大変なんですよという趣旨のことを言われてました。それで、私は、それはもうそのとおりだと思います。ですから、そういったときにどのようにそれを補うということ失礼な言い方で恐縮ですが、補うようにするか。例えばCDとかDVDを使うとか、そういったいろんな工夫が考えられるわけですが、先ほどのご答弁においては、正しくなるように心がけているっておっしゃっているんですが、なかなか大変だと思います。小学校で教鞭をとられてる方が教員免許を取るときに英語の音声学を、あるいはIPA、これはInternational Phonetic Alphabetのことですが、そういったことを十分学習されて臨まれているかということ、そうでない場合もあるかと思っています。しかし、やる以上はできるだけ正しい発音を初期の段階から子供に聞かせてやってもらいたいので聞いております。ですので、私がいただけたらありがたい答えは、なかなか現状としては難しい面はあるが、それをどのように補おうとする方策を考えるか。もちろん先生方にも努力していただくことはお願いしたいことですし、そのようにされてるんじゃないかと思いますが、そういった具体的な事柄をお聞きしたかったので、もしあればお答えいただきたいと思います。

4点目のALTのことにつきましても、今のご答弁ではALTが増えたので調整しているということをお聞いているんですが、私がお尋ねしたいのは、どのように活用しているのか、外国語活動、実際にやっているのは英語での活動ですから英語活動ですが、この中でALTをどのように活用されているかと。割り振って行ってもらっているかということではなくて、具体的にどのように外国語活動においてALTを活用されているかという点をお尋ねしておりますので、もしお答えいただける

ようであればお答えいただきたいと思います。

最後に、教育長がおっしゃった具体物につきましては、それはそのとおりだと私も思います。提案でありますけれども、始まったばかりでありますから、そういったものをどんどん学校内でためていただいて、1人の教員がそれを使うだけでなく、ほかの教員にも使えるようにどんどんどんどんしていくと、そのように外国語活動（英語活動）の中で使えるものがいろいろと増えてくると思いますので、一層やっていただきたいと思いますが、お尋ねした点につきましてお願いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 服部議員さんのほうから3点あったと思います。年間指導計画に入れてるか。正しい発音をどのようにしてるか。ALTの活用サイドについてですが、もちろんその年間指導計画については取り入れて、音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うと、ここが最大の目標でございます。ですから、なれ親しませるという、そしてコミュニケーション能力の素地を養うと、そこに力点を置いて、余り複雑な文法とか、教え込むとかという、知識、理解に走らずに、なれ親しむという、要するに英語に対するアレルギーというものをなくするのが目的でございます。そういう意味での年間指導計画をきっちりとして、35時間をクリアしてるところでございます。

そして今、正しい発音ということもお聞きしましたのですが、もちろんその正しい発音についてはCD等についてやってるわけでございます。けども、ALTについても、アジア系ALTもおれば、オーストラリア系のALTもおる、アメリカもおればイギリスもおる、全て若干少しずつ発音は違ってきますが、ネイティブな発音には間違いございません。逆に日本へ来ている外国人を見ますと、東北の言葉をしゃべる外国人もおれば関西弁

を話す外国人もいます。どちらにしても、それは本当に日本人にとっては親しみやすい日本語として受けとめられるわけでございます。そういうことを考えましたら、余りその発音に厳しくすることによって子供は自然と英語離れをしてしまうというようなデメリットも行われるわけでございます。ですので、その辺のところは余り厳しく言わずに、英語の素地をつくっていくということを目指して年間指導計画をしてるわけでございます。

そして、ALTは、その素地のための発音、ネイティブな発音、そして自国の文化、そして生活等々を話すことによって興味、関心が英語のほうに、イングリッシュに行くように努めているわけでございます。その繰り返しでコミュニケーション能力にして英語が楽しいなあというようなことにつながっていくと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 英語をご専門にされているのではないかと思いますので、余りちょっと言うのも恐縮なんですけど、どのように考えておられるかについてお尋ねをしますが、英語の素地をつておっしゃってるんですけど、英語の素地というのはどういうことだと考えていらっしゃるでしょうか。

それから2点目ですけれども、今教育長がおっしゃったのは、今教育長は子供の発音を余り正しく言ってもとおっしゃいましたが、私がお尋ねしたのは子供のことを言っておりません。指導者の側の発音のことをお尋ねしております。子供の発音については、なるほどおっしゃるとおり、そのとおりでいいと私も思うんですけど、先生方の発音についてのことをお尋ねしました。

それで、オーストラリア英語、イギリス英語とかアメリカ英語とかそれぞれ違いがあるとおっしゃいましたが、それはありますよ。ありますけれども、じゃあそのときに、最後のシャツの、シャートウのトゥはどのも



の、オーストラリア英語でも、ニュージーランド英語でも、イギリス英語でも、アメリカ英語でも最後はトゥなんです。だから、そういうことを今申し上げてるんじゃないんです。それをツと、ウというふうにつけて指導する側が教えてしまったら、子供はツとウがついて覚えますから、そういうことに気をつけていただきたいという意味で申しているんです。ご理解いただけますでしょうか。教員、教える側が少しでも注意していただきたい。それでなかなか難しいので、そのときにはいろいろ、正しい発音がしにくい場合にはいろんな手だてを考えながらやっていただきたいという趣旨を言ってます。現場は大変だと思っておりますから、今その現場責めてるん違います。大変だと思っておりますから、そういうことをご理解、そういうことについてもお考えいただきながら教育委員会としてはお考えいただきたいということを申しております。

それから、A L T が外国の自国の文化等を教えるというのは、それはA L T に来ていただいている大きなメリットの一つであります。そういうこともそれは否定しませんが、実際の授業の中でどのようにA L T が役割を担っておられるかということをお尋ねしてるんです。例えば、なかなかここまで行くのは難しい場合も結構多いんですが、日本人の教諭が授業をいろいろ進めて、その進めている中でA L T がそのパターンプラクティスを、パターンプラクティスをやるときにA L T にやっていただくとか、どのような活用されてるかというのを聞いてるんですが、そういうところまでもしお調べになっていないとか、あるいは現場のことをご理解いただいてないようであればちょっと答えるのは難しいかもしれませんけれども、具体的にどのようにA L T が授業の中でされてるか。このA L T に十分に頑張ってもらいたくためには、日本人教諭の側の力量というものが本当に重要になってきます。ですから、どのような活用なのかと思って聞いた次第であります。もしお答え

いただけるならお願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 再度3点お聞きになったと思います。素地とは、または先生の教育指導はということとA L T のサイドの役割ということだと思います。

素地とは、今言いました外国語活動を通じて言語や文化にということ、コミュニケーション能力の素地ですので、やはり外国に対する興味、関心、意欲というものを育てる素地、その気持ちを育てることが一番の目標と考えております。

そして、先生の研修ですが、やはり先生も日本人ですので、舌を巻いて発音するツの発音すると、そういうものは日本語にはございませんので、やはり研修を通してそれに近づくようには研修をしてるところでございます。その辺のところが補えないところをネイティブなA L T の先生方に見本を見せていただく、そして会話を、簡単な会話をするというようなことがその1時間の大きな役割でございます。もちろん自国の文化も紹介すると同時に、あなたはテニスが好きですかを英語で言うたら、それに対する英語で答えると。会話能力を育てると。全て簡単な英語で日常会話の話ができる。ですから、教室に入ればグッドモーニングから入ってグッドバイまでほとんど英語で話ししていくというような、本当に日本では低学年が発音する、のクラスで、ようなことを英語で話していくと。それが子供に対するなれ親しむということにつながっていくことを思うわけでございます。あくまでもコミュニケーション能力ということで力を入れています。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 余り言ってもちょっと申しわけないなと思う面もあるんですけど、一つだけ今教育長おっしゃったのはちょっと、トゥというのは舌を巻いて発音するのではございませんので。専門的には、歯茎に舌尖、舌

先をつけて、そこで音を出すので、ちょっとここ記録に残りますと、それはそういうことではないので、ちょっと何です。

それで、いや、ALTの使い方、もう少し何かお答えとかありませんか。というのは、もし無理、もう今おわかりにならないんですたら今ちょっとありませんと言ってもらったらいいですけど、十分に活用していただきたいんです。いや、これぶち明けた話、今どうか知りませんが、最初にALTが日本国に入ってきた当時、高校の現場においてはALTを避けようとする日本人教員もいたわけです、実際問題。話したとらないと。そういう人も実際にいたんです。時代が変わるとともに少しずつ変わってきているとは思いますが、ですから、ALTをいかにうまく。ALTというのは、御存じのように、その本国において大学を出られたりとかして非常に若い方なんです。ですから、反対のことと思っていただいたら、日本の人が日本の大学を出てすぐ外国に行って日本語教育、日本語活動を担当するという、そういうことなんです。ですから、その人をうまくどのようにその活動の中で、外国語活動の中で働いていただくかというのは、その国にいる先生がどのようにその外国語を教えようとしてるかということにかかってくるわけです。人によっては、外国人の先生が教室にいれば、もうその先生にかなり任せきりにして、中心的にやってもらってとか、そういったことをやってるケースもかなりあります。実際は日本人教師が教諭という肩書なんです、そこにいる外国人教師は補助の立場になっているわけですが、その外国人の先生にいろいろほとんどやってもらってる場合もありますから、うまく使っていただきたいと思ってなんです。ですから、これは反対に言うと、英語のことが本当にわかってる日本人の教員がこのようなことをやるべきだとか、そういったふうにはやらないといけないんです。日本人教諭が逃げてしまっっては。ですから、このことを提言をしておきますので。何かございますか。なかった

らもう余りあれから……。

（「同じことばかり言うとう」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 教育長、なければなしで。

（服部千秋議員「いや、お答えがないから聞いてるんです。なければなしで」の声あり）

教育長。

○教育長（寺田寛文） ALTはできるだけ、いろんなALTがおりますけども、向こうも日本語の研修を踏まえて、それをパスをして日本に来ておりますので、それなりのALTが今ごろ来ております。ですので、十分現場で活用して、子供のために役立っていると思っています。実際、担当教諭もそういうふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 教育長のほうから英語嫌いをなくすのが目的であるというようなこともおっしゃいましたが、嫌いをなくすというよりも、嫌いにしないように、できるだけ指導していただけたらと思います。

それから、余り長く話しても恐縮なので、これだけ申しておきますが、中学校に入ってから外国語（英語）があるわけですので、今文部科学省のほうでは全国的な共通の指導の内容——今使われていますのはHi, friends!の1と2ですけれども——をしておりますので、かなり共通の事柄がなされてると思うんですが、小学校と中学校の連携が十分になされるように、町内の小学校における英語教育の内容の統一と中学校との連携を十分考えていただければと思いますので、お願いをしておきます。また、細かなことにつきましてはここで余り話してもあれだと思いますので、またお話しする機会があるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

2点目に行かせていただきたいと思います。

新町長は幼稚園から英語活動、英語、英会

話というふうに今おっしゃられていたとは思いますが、英語活動行いたいとのことですが、どう考えているか。(1)から(4)など、児童・生徒の学力を上げたいということについて新町長自身の考えを伺います。

(1)到達目標は、(2)進め方の構想は、(3)週1時間程度で身につくと考えておられるのか、(4)目標達成に向けて最も重要であると思っている施策は何か。これはあくまでも私がお伺いしたいのは、最初にこういう考えを示されたときに、どういうことでおっしゃってるのかなということでお聞きしたいというのが私の目的であります。ですから、今後いろいろと、先ほども若干、若干というか、先ほども教育長とやりとりしてきたんですが、いろいろと進められる中においては、最初に思われていたことと変わっていくこともあるかもしれません。ですから、そのことを今どうこう言いたいのでなくて、当初にどういうお考えでおられたのかなと、どういうふうにやりたいと思っておられたのかなということをお聞きしたいという趣旨で尋ねております。お願いします。

○議長(佐野芳彦) 町長。

○町長(北川嘉明) それでは、お答えいたします。

幼稚園、小学校、中学校それぞれの発達段階に応じた英語教育、特に英会話の一層の充実を図ることにより、義務教育修了段階で聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどの能力の基礎を養うことにより、将来子供たちが国際社会に生きる日本人としての自覚を身につけ、自他の生命を尊重し、自分の将来を考え、法や決まりの意識の理解を深め、主体的に社会の形成に参画する大人になってもらうことが到達目標であると考えております。

吉田議員のご質問の際にも申し上げましたが、本年度より2名体制となったALT、外国語指導助手や小学校外国語活動補助員を活用することに加え、太子高校の生徒やALTの力をかりながら、また学校園現場の教師の

力や地域のネイティブの方々の力をかりながら進めてまいりたいと考えております。

小学校の外国語活動は学習指導要領により週1時間と定められております。英語は身につくことに重点を置いているわけではなく、その時間内において楽しい活動を盛り込みながら、自然に英語に触れる機会を持たせるとともにコミュニケーション能力を養い、英語活動を通じて子供たちに異文化に触れさせるとともに、英語は楽しいと感じる児童を増やすことが大切であると考えております。

英会話力の向上は最終的には子供たち一人一人が英語を使ってコミュニケーションをとりたいと思う気持ちが強いか弱いかにより左右される面が大きいと考えます。英語が嫌い、英語は苦手と思う子供たちを少なくし、英語は楽しい、英語を勉強したいと思う子供たちを多くする施策が重要であると考えます。そのためには、英語でコミュニケーションをとれる大人が子供たちに多くかかわれるような環境づくりを行うことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今お答えいただいた中で、全体を通して言われてるのかもしれないんですけど、進め方の構想、それから目標達成に向けて最もこういうことが大切じゃないかなと思っておられることがあれば、もう少し具体的にお願いしたいんですが。

○議長(佐野芳彦) 教育長。

○教育長(寺田寛文) その進め方は今も言いましたようにコミュニケーションをとるのが大事でございます。ですので、よく現場と話し合って、今の子供たちに合ったその進め方を重点的にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 到達目標というのも一つあったけども、それはどちらで。到達目標も。

暫時休憩します。

(休憩 午後4時01分)

(再開 午後4時04分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長(寺田寛文) 施策と、何かという、具体的に服部議員が述べてくださいということですので、先ほども言いましたように、各中学校にALTが1名ずつ配置されました。そのあいてる時間を幼・小に配置し、また太子高校には2名のALTがおります。その方々にも時間の合間を縫って幼・小に来ていただき、そして太子高校にはESSというクラブがございますので、その生徒たちも学んだことを幼・小の生徒で英語に親しむ時間を多く持つことによって英語が楽しく、英語にアレルギーのなくなる児童・生徒が多くなるというようなことを目標にしております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 服部千秋議員。

○服部千秋議員 さっきの休憩中にも聞いたり、また議員の中からも意見があるわけですが、私が聞きたいこととちょっとずれているものですから、実際に授業をやったり、授業以外の活動をやったりするときには具体的な事柄があるものですから、もう少し具体的にありませんかということを知りました。抽象的なことであれば誰でも言えるし、どうとでもとれるわけで、具体的なことを私は聞きたかったので、お聞きの議員もどうもそう思っておられない感じがございましたが、具体的にどのようにやられるかということを知りたいわけでありましたが、私の聞きたいことと十分一致しませんでした。お答えが多分余り具体的なことはないのだろうということで、これ以上聞かないようにしたいと思いません。

3点目でありますけれども、新町長は児童・生徒の学力を上げたいとのことだか、どう考えているか。(1)から(4)など、児童・生徒の学力を上げたいということについて新町

長自身の考えを伺いたいと思います。

(1)到達目標は、(2)進め方の構想は、(3)教育委員会や学校現場との具体的進め方は、(4)目標達成に向けて最も重要であると思っている施策は何かについてお尋ねします。

○議長(佐野芳彦) 町長。

○町長(北川嘉明) それでは、お答えします。

子供たちが夢や志を抱き、自立して社会の中で豊かな人生を送るための生きる力を培うことが大切であると考えます。そのために、学校教育において確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことが学力向上の到達目標であると考えております。

児童・生徒の学習意欲の向上には、基礎的、基本的な知識や技能、思考力や判断力、表現力をバランスよく伸ばし、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要であると考えます。そのためには、小学校低学年における基本的な学習習慣、生活習慣の定着が重要であると考えております。したがって、低学年における振り返り学習や確認学習を推進してまいりたいと考えております。

子供たちの学力向上については、児童・生徒の学習意欲の向上のほかに、教師の指導力の向上、家庭や地域との連携が重要であると考えております。そのためには、教職員の専門性と実践的指導力を向上させること、家庭や地域の教育力を高めることが必要となつてまいります。また、学力向上に教職員OBの力をかりるにしても、教育委員会や学校現場との連携が不可欠であります。したがって、今後小学校低学年における基本的な学習習慣、生活習慣の定着に向け、教育委員会や学校現場の意見や力をかりながら、具体的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

学力向上を図る最終の狙いは、人間的力量を高め、人生を力強く豊かに生き抜く力を培うことにあります。子供たちが学校や家庭、地域においていろいろな人とのかかわりの中で、できなかったことができる喜び、わから

なかったことがわかる喜びを味わい、もっとできるようになりたい、もっとわかるようになりたいといった興味、関心、意欲を掘り起こすことが重要であると考えます。そのためには、学校の組織力向上、教職員の資質、指導力の向上、家庭や地域社会との連携、幼・小・中の連携など、それぞれの施策を地道に継続発展させていくことが最も重要な施策となると考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 これも先ほどの2番と同じようなことになるわけですが、例えば人間的力量とか生き抜く力とか今おっしゃったわけですけど、こういうのは別の質問すれば、今もやってるとか、そういうふうにお答えになるかもしれません。とても抽象的なので、学力を上げるとおっしゃるのであれば、これがいいかどうかはということもありますが、例えば例で言いますと漢検の何級ぐらいのレベルまではとか、英検の何級ぐらいまでのレベルはとか、それぐらいを目指して頑張っていきたいとか。先ほどの2番と一緒になんです。私は具体的にこう思ってるというのが聞けたらありがたいんです。抽象的なことであればどうとでもとれるし、何とでも言えるし。ですので、どのように、どういうふうに具体的にされたいかというのを、実際に子供の前で具体的にやるわけですから。抽象的な話を子供の前でするわけではありませんから。ですので、具体的なことおありでしょうかと聞いてるんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。教育には不易と流行という言葉が往年ずっと使われてきております。今服部議員が漢検とか英検とかというのは流行を追っておられるんじゃないだろうかなと思います。不易というのは、やはり教育とは人格形成が一番大事でございます。ですので、やはり社会に自立するということが一番大事じゃなからうかなと思います。自立する人間を社会に送り出すと

いうようなこと。それには学力の向上が生きる力となって自立につながっていくという。そして、もう少し言いましたら、学力とは問題解決能力というようにつながっていくんじゃないかなあと思います。といいますと、社会に出ていろんな課題に当たっていています。そのときに、その問題を解決する能力、それが学力、または生きる力、自立というものにつながっていくと思います。そういうものを幅広く身につけて世に送り出すのが教育の大きな目的じゃなからうかなあと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は流行を追って例を挙げたではありません。わかりやすく、例えばこういうことですよということを挙げたわけなんです。何も今教育長がおっしゃった人格形成がいけないとも私何も言ってません。それ大事なことですし。でも、お答えが人格形成をしたら学力がついたと言われたら、それ例えばどこまで行ったら学力がついたことになるんですか。答えられないでしょ、こういうことを言い始めたら。何もその人格形成がいけないと言ってるんじゃないです、私。人格形成を到達していただいて、到達というて、この人格形成なんて際限ないんですから。ですから、それをやったら学力がついたと言われても、本当何のことかわからないんです。ですから、私は具体的に何か方策とか。私は、これ掲げていただいたことは、いけないこと言われたなんか思っていないです。いいこと言っていたらいいと思いますけど。そしたら、具体的にやらなきゃいけないから、町長に出ようということで出られたわけで、これをしたいということで出られたわけですから、今教育長のほうから答えておられますけど、その前に、立候補しようと思われたときにこれを書かれてるわけですから、こういうふうにしたいという思いがおりのはずだから、どういうことですかということをお聞きしたかったということなんですけど、新

町長、もうこれに追加して何かおっしゃることはございませんか。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後 4 時16分）

（再開 午後 4 時18分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 今休憩のときに議長のほうから、いろいろとこれから詰めていくと、教育委員会と。副町長のほうから、具体のことを考えるのは教育委員会だからと。そういうようなこともございましたが、私は具体的に考えがあるからこういうことを述べておられるのだと思ったので聞いているし、私は反対の立場で言うと、こういうことも考えてこういうことを書いてほしいという思いがありますから言っております。ですので、具体的なことについては今お答えはいただけなかったと。抽象的な、学力上げたいと、人格、人間的力量を高めたいといったような趣旨のご答弁しかなかったと、なかったに等しいということだと理解をしておきます。

(4)ですが、新町長のマニフェストにはなかったが、新町長は町の活性化について考えているかについてお尋ねをいたします。

先般の町長選で一方の候補は町の活性化を訴えていました。新町長は町の活性化について考えておられるか。10年先、20年先を考えると、教育も大事ですが、新しいまちづくりも大事であります。(1)から(3)など、町の活性化について新町長自身の考えを伺いたいと思います。

(1) 具体的施策は考えておられるか。

(2) 町内にバイパスのインターチェンジが4カ所ありますが、いずれも市街化調整区域に指定され、住宅建築、企業誘致が自由できません。農業も高齢化と若い人の減少で半分が実質的には放棄田になっています。厳密な言い方をするといろいろこの部分については言い方があるかもしれませんが、実質的にはもう農業ができないので放棄されている

ところも多いのが、実質的には稲作ができないので放棄されているというところが多いというのも実態であります。インターチェンジの有効活用がなされていません。土地の線引きを考え直すべきだと思いますが、どう考えているかお尋ねをいたします。

(3) 企業誘致の場所をつくるべきだと思いますが、インターチェンジ周辺を活用できないか。旧龍野市は揖西町小畑や土師地区に、旧新宮町でも平野や大屋地区に、姫路市でも白浜、妻鹿、飾磨、網干地区といった海岸線に工業のための用地があります。太子町も人口増加と雇用のため考え直すべき時期に来ているのではないかと、どうお考えになるかお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（北川嘉明） それでは、お答えさせていただきます。

町の活性化とは、第5次太子町総合計画のまちづくりの基本目標にうたわれてますように、住民一人一人がこの町に住む魅力を感じながら、手を取り合って、より魅力的なまちづくりを進めていくことだと思います。

1点目は、誰もが生き生きと笑顔で暮らせるように日常生活の支援を充実させ、町全体が元気になることが必要だと考えています。

具体的には、健康診査事業やこども医療費助成事業等により生き生きと暮らせる健康づくりを進めるとともに、介護保険事業や高齢者、障害者福祉施策を充実させ、日々の生活に不安を持つことなく、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、外出等が困難な高齢者、障害者に対しては、やすらぎタクシー運賃助成事業により移動手段の確保を図ります。

2点目ですが、まちづくりは人づくりと考えています。住民同士が交流できる地域交流センターや交流広場を新庁舎とあわせて整備し、人と人とのつながり、交流を町の活性化につなげていきます。

また、まちづくりの集い、パブリックコメント制度やボランティア等の活用により、参

画と協働のまちづくりを推進してまいります。

3点目は、にぎわいのあるまちづくりを進めていくことだと思います。

具体的には、株式会社東芝太子工場の空き地への新規事業の参入について、株式会社東芝本社への要望活動を前町長と同様に行いたいと考えています。

また、商工会と連携を図りながら、事業主に対して融資、経営相談、起業支援などの支援や本町が持つ歴史文化を積極的に情報発信し、広く町外にも本町の歴史像をPRしていきたいと考えております。

太子町の市街化区域422ヘクタールのうち3割以上の土地が現在も農地として土地利用されており、兵庫県からも土地利用が進まない市街化区域内農地について見直しを求められています。また、将来人口フレームが下がっている現状からも、市街化区域の拡大は困難な状況でございます。

土地利用施策といたしましては、都市計画マスタープランで市街化調整区域の太子龍野バイパスの太子上太田ランプを除くインターチェンジ3カ所付近の土地については、有効な土地利用ができるように流通業務施設の促進のため特別指定区域を指定しており、阿曾ランプでは一般貨物自動車運送事業の施設ができております。しかし、太子上太田ランプにつきましては、周辺が農業振興地域で農用地となっているため、特別指定区域の指定はできません。今後もスプロール化を防止しながら、目的型特別指定区域の運用の検討を進め、適切な土地利用の促進に取り組んでいきたいと考えております。

将来人口フレームが減少する中で、市街化区域の拡大は単にスプロール化の原因を招くことになり、現都市計画法の枠内におきましては非常に困難な状況であります。

企業誘致につきましては、地域の活性化施策として雇用創出や経済波及効果を見込んだ企業誘致が一時期多くの自治体で積極的に行われました。しかしながら、大阪湾岸パネル

ベイに見られるとおり、円高の影響等により液晶、プラズマ、太陽光発電などの大手企業の大規模工場がわずか2年で撤退している状況であります。以前でしたら5年から10年は先を見通していったものが、全く読めない状況であります。

この現状を見ますと、もはや企業誘致での地域振興は限界に来ており、6次産業の鍵となる新しい形での地域振興のあり方が望まれています。今ある企業を地域になくしてはならない企業に育て上げ、企業をつなぐことによる新たな産業創出や、そういった企業を外に出さない施策など、今後どのように産業振興していくのかを考えていく必要があると思っております。

また、唯一の工業地域である東芝企業用地につきましても、先端産業での土地利用促進などを重点に、企業側にお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 東芝の用地につきましては、ぜひとも、そのようにお考えのようですが、何とか頑張っていただきたい、そのように思っております。

それで、現実的に今お答えになったようなことも私もわかっておりますし、なかなかこれ大変だというのわかっておるんですが、今町民の立場にしますと、例えば田をつくりたいと思ってももうつukれない状況になって、ある地域ではつくってる人とつくってない人に分かれてしまってるわけです。そうすると、つくってない人はいつまでたってもつくらないという、こういう状況になりまして、本当に困っておられるわけです。このインターチェンジの周り、市街化を少しでも増やすことができれば家も建てれますし、また児童も増えるわけでありまして、何とか、これまで本町においてはなかなか、現在の市街化のところの埋まってる割合のことを言われて市街化が増やせないんだということをお答えになってるわけですけど、姫路市さんの例

を調べてみますと、じゃあ何%ぐらいですかと、市街化のところ埋まってるようなところを聞いても、余り私が聞いたのでは太子町とそう変わらないんじゃないかと。では、市街化が埋まってなければ新しいところ市街化増やせないんですかということも反対にお聞きしたわけでありまして、実際には姫路市においては増えてきているところもあります。こういう時代になってきましたから、なかなか県のほうも、増やすというよりも、いや、減らしてくれというようなことも言うてくる可能性もあるやに聞いておりますけれども、何とか地元の方の、地元といいましても私全員に聞いたわけではございません、私にご意見を下さる方の意見で申しておりますが、市街化にならないのかなということをおっしゃってるわけですが、聞いても多分答えは同じだと思うんですが、何とかこの点についても今後とも検討していただければありがたいと思っておりますので、そのことだけ言っておきます。

最後に、きょうはもう少し具体的なことを聞きたかった面もありますけれども、私の求

めているものとお答えの部分が違うところも結構ございました。具体的に外国語活動、英語活動、町長は英会話という言葉お使いになってますが、英会話においても具体的にやっつけていかなきゃいけません。それから、学力をつけるということも具体的にやっつけていかなければいけません。私は従来から教育委員会に指導主事を置くべきだということを言っております。何とか指導主事も置いて、学校現場のことをさらに一層尽力をしてもらいたいと、そのように思っております。最後に、この指導主事のこと、それから実際の教育は具体的にやるのであるという観点のことを言わせていただきまして、これで終わります。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

（散会 午後4時33分）